

米穀検査制度の史的展開過程

——殖産興業政策および食糧政策との関連を中心に——

玉 真 之 介

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 課題と視角 | 3. 食糧政策の成立と県営検査 |
| 2. 明治農政の展開と同業組合検査 | (1) 米穀市場の近代化と県営検査 |
| (1) 貢米制度の廃止と米質の粗悪化 | (2) 食糧政策の成立と県営検査 |
| (2) 殖産興業政策の展開と同業組合準則 | (3) 県営検査と小作人保護奨励施策 |
| (3) 同業組合検査とその限界 | (4) 米穀検査をめぐる小作争議と小作慣行 |
| (補) 米券倉庫について | 4. 小 括 |

1. 課題と視角

米穀検査が市場制度として制度化されてゆく歴史的道筋を、わが国の食糧政策との関連において考察すること、これが本稿の基本的課題である。そしてこのような課題の設定は、以下のような2つの視点に立脚している。

その第1は、米穀検査の食糧政策との関連に係わる視点である。いうまでもなく農産物は、自然を利用した有機生産物であるがゆえに、品質格差が大きく斉一性を欠いている。このことは、計画的、画一的生産が可能で、初めから商品として生産される工業製品と農産物との大きな違いであり、このために農産物が商品化されるに際しては、一定のランクをもった規格への選別と一定の品質規準に基づく格付けが要請されることになる。農産物検査制度は、いわばそうした農産物の商品としての標準化を保障する制度的機構であって、それゆえ単に取引を円滑、容易にするといった流通過程上の効能にとどまらず、農産物の品質の向上という生産過程に対しても重要な役割を果たすものとされる⁽¹⁾。つまり、検査というフィルターが農産物に課されることによって、農業生産自

体が商品流通に見合うものへと標準化されていくということである。

問題はここにある。すなわち、わが国のように外からの圧力に促迫されて資本主義の諸制度が移植され、国民経済の資本主義的編成が強まる中でも、農業は依然として小経営を基幹とする非資本主義的形態のまま商業化をとげてきた場合には、食糧の生産量ばかりでなく販売・流通といった市場構造の発展もまた産業人口＝消費人口の不均等な拡大に対して立ち遅れてゆかざるを得ない。その対策が米のような国民の主要食糧の場合には、食糧政策上の重要課題となると共に、そこで米穀検査の制度化も、それが米穀市場の発展に資する意味において、食糧政策上無視できない位置を占めると考えられるのである。米穀検査の制度化を食糧政策との関連で捉えようとするのは、そのような意味においてである⁽²⁾。

これに対して第2には、米穀検査の市場制度としての側面に関する視点である。この点は、これまでの研究史の反省とも深く係わっている⁽³⁾。すなわち、米穀検査も明治末の県営検査の段階に至れば、行政が市場流通の一部に直接介入して、罰則をもって商品売買の一部に規制を行なうという意味で、1つの市場制度である。しかしそこでの制度的強制は、また商品交換のより円滑な発展を目的とするものであった。

しかるに、これまでの研究ではこの検査の「強制」の意味が、文字通り地主の利益擁護のための小作人取り締りと捉えられてきたとあっていい⁽⁴⁾。それは、確かに戦前の日本農業が物納小作料形態をとる地主小作関係を稲作において広範に展開させていたことからいって、検査の強制によって生ずる負担は小作人に、利益は地主に帰属しかねず、実際県営検査の開始が初期小作争議の導火線となったことからいっても、上述のような県営検査に対する評価は決して根拠のないものではなかった。しかし、そこでは地方庁が地主の利益のみで動くといった安易な前提があることを今問わないとしても、県営検査が曲りなりにも国民経済の商品経済的發展に対応する市場経済的機能を要請された市場制度である点への考慮が希薄であったように思われる。

つまり、一般的にいっても、それが商品経済の進展に伴って取引の円滑化や

品位の向上といった機能を発揮しつつ、商品経済社会の制度として社会的に定着してゆくためには、それが存続しうる国民経済的「合理性」が必要なだけでなく、それによる利益もある程度まで社会的に均霑するものでなければならないはずである。しかも、それがすでに述べたように「売買の自由」という資本主義の市場原則を一部制限するものであるからには、その制度化を正当づける根拠として、特定の利害を超越する「公共性」ないし「中立性」といった性格が要求されると共に、またその一定の制度的保障も求められるものと考えられるのである。

もちろん、それは検査制度が実態的にも公共的、中立的なものとして機能したと言おうとするのではない。そうではなく、ある程度のそうした認知が社会的に得られることが、その制度としての社会的定着の条件になる点を捉えることによって、むしろこの名分と実態に生じるギャップを市場制度の性格と機能、およびその動態的变化を分析する上での鍵として重視しようというのである。

以上のような視点に立つならば、これまで専ら「地主的なもの」とされてきた県営検査の性格も、日本資本主義の成立とその産業的発展に伴う米穀市場の発展、ならびに日露戦後の独占段階移行期に初発的に登場してくる食糧政策との関連で検討し直されねばならないし、また昭和恐慌期の激しい産米改良競争の中で提起されてくる国営検査が、結局食糧管理法に伴う統制品の収納検査としてしか達成されなかったことの意味も、改めて問題にされねばならないであろう⁽⁵⁾。

本稿はそのような課題意識と視角に立って、とりあえずは明治維新から日露戦争後の県営検査の普及までを対象に考察するものとした。それ以降の展開はまた続稿において果すものとする⁽⁶⁾。

注(1) もちろん工業製品であっても、国が製品の標準を定め、取引を円滑、合理化するといったことは行なわれている。ただそれも生産行程が一定の規準を満たすかどうか問題となるのであって、製品を行政が直接検査するというようなものではない(例えば工業標準化法。日本農林規格は原料が農産物であるために中間的)。また輸入防疫検査や輸出品検査はそれぞれが独自の目的をもつ。

- (2) 同じ農産物であっても、穀物等の主要食糧品と原料農産物、あるいは青果物等では検査のあり方が違うが、行政的に制度化されていったのは米をはじめとする穀物である。その意味で以上のような視点はあくまで、米穀を中心とする主要食糧農産物を念頭においての話である。
- (3) 米穀検査それ自体を対象とした研究は決して多いといえないが、様々の問題との関連で米穀検査制度の検討を行なったものは少なくない。まず、その歴史と概要に関する最もまとまったものとしては、児玉完次郎『穀物検査事業の研究』（西ヶ原刊行会、昭和4年）、と「農産物検査に関する行政」（農林大臣官房総務課『農林行政史』第2巻、農林協会、昭和35年）があり、資料的価値が大きい。これに対し、その社会経済的意義を検討したものとしては、小野武夫『農村史』（現代文明史講座第9巻、東洋経済新報社、昭和17年）の第7章「農産物商品化と穀物検査制度」、榎勇「北海道における農産物公営検査実施の社会・経済的意義」（『農業総合研究』第17巻第3号、昭和39年）がある。更にそれをより農政に引きつけて検討したものとしては、農業発達史調査会編『日本農業発達史』第5巻（中央公論社、昭和30年）の第7章「農政及び農会」があり、また小作争議との関連では、田中学「日本における農民運動の発生過程」（立正大学『経済学年報』第17巻第3・4号、昭和43年）が詳しい検討を行なっている

しかし、米穀検査制度の研究史で最も重要なのは、やはり銘柄競争との関連でその考察を行なったものであり、それには馬場昭「東北産米における銘柄と産米改良」（協同組合経営研究所『協同組合研究月報』No. 102、昭和37年）の宮城県分析、守田志郎『米の百年』（御茶の水書房、昭和41年）の鳥取県の分析等があり、更に米穀市場の史的展開を踏まえつつ、各所でそれに重要な考察を加えた持田恵三『米穀市場の展開過程』（東大出版会、昭和45年）が、最も注目すべきものとしてある。本稿もそれに多くを負っていると共に、ある意味ではその継承を意図している。

- (4) その代表例が前掲『日本農業発達史』の以下のような評価である。「ところで、この時期に何故に地主は法令の力一産米検査法規を要求せねばならなくなったのか。純粹封建権力としての領主に代って半封建的勢力として高率な物納小作料を徴しつつ農民に君臨した地主勢力は殊に日露戦後農村への商品生産の発展、高度に発達した資本の勢力の伸長、米穀取引市場の拡充に応じて自己の力を再編強化しなければならなかった。小作米を増徴し、これが販売者として、その商品価値を高めること、それが小作の負担においっておこなわれた。そのためには法令の力を借りるとともに地主組合を結成してこれに当る必要があった」（377頁）。これは若干極端かもしれないが、多かれ少なかれ「地主的」という評価が一般的であることは否めない。
- (5) だからといって、検査制度が日本に独特なものであるというのでは決していない。

事実アメリカにおいても、当初の自治的なものから州営検査、国営検査という推移をたどる点ではわが国と同様であり、しかもアメリカでは穀物が輸出品でもあったがために、その制度化は日本に先んじているのである。清水正「米国の穀物検査制度について」(『食糧管理月報』第4巻第1号、昭和27年)を参照。

- (6) 従来米穀検査は格付けや価格変動との関連で定期先物市場に触れることもあったが、政策との関連に重点をおいたため本稿ではそれに触れていない。この点は、むしろその意味が重要となる第1次大戦後をあつかう続稿で触れることとしたい。

2. 明治農政の展開と同業組合検査

(1) 貢米制度の廃止と米質の粗悪化

米穀検査の歴史で最初に問題となるのは、明治6年(1873)から開始される地租改正である。というのも、それによってそれまでの貢米制度が廃止され、地租の納入も金納とされたことを契機として、米質、乾燥、調整は悪化し、俵装、容量も区々となるという粗悪米の氾濫が全国各地で起こってきたからである。各府県の米穀検査事業の沿革も、すべてがこの時の自県米の品質低下、市場評価の下落から説き起こされているといっても過言ではない。このことは裏を返せば幕藩体制期にはかなり厳格な「米穀検査」の機構があり、各藩ごとには米穀の品質改善や俵装、容量の統一もなされていたことを物語っている。

実際、『近江米同業組合記念誌』には、藩政期の年貢米納入の様子が以下のように描かれている。

「幕政時代米納の法たるや、自作小作を問はず、年貢米は挙て庄屋の宅に運搬し、庄屋、年寄、組頭等立会の上、米主は其面前にて一俵づつ枳取役の前に運び、其俵を開きて米を出し検閲を請ふ、枳取役は其内一握りを黒塗の角盆に盛り之を組頭の前に差出す、組頭は先づ其二、三粒を噛み砕き三日以上の乾燥なることを認め、且つ粃及折米、屑米等の有無を検閲し其上年寄、庄屋と之を順次検閲し、確かに正味十六貫以上なるを認めたる上にて年貢米たることを許可す。若し乾燥不足又は一握中に於て、粃八粒以上折米、屑米等も八粒以上づつあるを認めれば、更に精製を申付くるを作

法とす⁽¹⁾」

このように、乾燥や整粒歩合が規格化されている点は興味深いですが、それはこうして一旦納入された年貢米が藩主や藩士の手によって商品化され、それが国銘柄を形成しつつ流通するだけの米穀市場と問屋組織が徳川時代にすでに成立をみせていたからであった⁽²⁾。それゆえ各藩も、藩財政に直結するものとして、銘柄競争のため過酷な年貢米の「検査」を領民に強制していたのである。この結果として、藩政期の米質や俵装は余米として商品化されるものを含めて品質が保たれていたといわれる。しかし、そうしたものであるがゆえに、そこでの年貢米「検査」を近代的な意味での米穀検査の濫觴とするわけにはゆかない。何といたっても年貢米の収納は商品交換ではなく、「検査」の履行自体が封建制下の経済外的強制に基づくものだったからである。地租改正を契機とする米質の悪化も、一方ではこのような永き経済外的強制から解き放されて、自由な商品化対応が許されたことの結果であった⁽³⁾。

しかし、そうした粗悪米の氾濫が一気に、しかも全国的に生じるに至った要因については、上記の理由に加えて更に以下の3点を付け加えることができる。

すなわち、第1には、西南戦争（明治10年、1877）を前後してエスカレートするインフレーションであり、それを主導した高米価が質を問わない「弊風」を一般化させるものであったこと。第2には、地租の金納制に伴って米の商品化の主体がかつての藩主や藩士よりも零細な個々の小農民となり、その結果として農村に群小の小商人が簇生してきたこと。粗悪米はこうした仲買の小商人によって意図的に製造されることも少なくなかったのである⁽⁴⁾。そして第3には、米質の粗悪化を行政的に取り締ることが新政権には出来なかったということ。この点では、宮城県が例が象徴的でありかつ重要である。すなわち、宮城県ではかつて江戸において「本石米」の声価を博した宮城県産米が貢米制度の廃止と同時に粗悪化し、遂に東京米穀取引所受渡米格付けから外される状況におよんで、明治11年（1878）県令松平正直が粗悪米取締規則を制定して、地方庁自らが移出米の検査を開始する。ところが、それが着々と成果を挙

げつつあった明治14年(1881)、この年設立された農商務省の注意で廃止されてしまうのである⁽⁵⁾。

これは直接的には、いわゆる明治14年の政変によって当初の直接的殖産興業政策から民業非干渉政策へと勸業政策の一大旋回を見た結果であったが⁽⁶⁾、基本的にはそうした行政による直接的取締りが、私的所有と売買自由の商品経済社会を移植・育成するという明治の改革の方向に逆行するものだったからである。それゆえ、明治政府による粗悪米に対する対策も、それ自体を直接対象とするものではなく、あくまで殖産興業政策の一環としての在来産業振興策において展開されることになるのである。

注(1) 木村奥治『近江米同業組合記念誌』(大津, 近江米同業組合, 昭和8年), 2頁。

(2) 鈴木直二『増補江戸に於ける米取引の研究』(柏書房, 昭和40年)を参照。

(3) 代表例として京都府の場合を掲げる。「本府産米は維新前藩政時代に於ては貢米の制度極めて厳密に行はれたるを以て品質・乾燥・調製・容量及俵装等完全なるものなりしも明治維新後貢米制度廃止せられ一般租税は金納に改められるに依り当業者は積年の困窮を免がれむとし品質の善悪を問はず徒らに収量の多きを望むの結果米種は漸次退化し且乾燥調製等年を逐ふて粗雑となり又俵装に於ても甚しく粗悪にして二重俵は何時しか一重俵となり運搬取扱中に脱漏多く夏期の貯蔵に堪へず虫害少からず商品として統一を欠き市場に於て声価を失墜するに至る」(児玉, 前掲書, 101頁)。

(4) この点野村岩夫『仙台藩農業史研究』(仙台, 無一文館書店, 昭和7年)には、宮城県の状態が次のように述べられている。「殊に、中揚と称する奸商は、此の機に乗じて浮利に着目し、各郡村に入つては東奔西走、米穀を買出して一朝の利を獲得せんと欲し、粗雑異種の混合は勿論故らに糶、糶を混じ、甚しきに至つては水を灌き所謂アヒル米と称する不正米を生ずるに至らしめ、農家も亦奸商と相謀つて之を為すものもあり、当時農商相呼応して本県産米の品位をして著しく失墜せしめた」(78頁)。

(5) 「……………、爾來農家も精良米の撰出に努め、商人亦漸く購買に注意するに至つた結果、不精撰米は僅十中三、四に過ぎず、又糶、糶、砂上、混入の不正米の如きも殆ど其の跡を絶つに至つた。然るに翌十四年九月に至り、農商務省からの注意もあり、粗悪米取締規則は之を廃止し、爾來各郡町村当業者をして、共進精良米仕立方申合規則を中心に自治的に改良せしむるの方針を執るに至つたのである」(同上, 87頁)。またその結果は、「効果挙げらず、益々声価を墜し、再び旧に復するに至つた」(同上, 87頁)のであった。

- (6) 「しかし明治十四年農商務省が設置され、政府の勸業方針の一大旋回を見るに及び、かかる地方官憲の米穀製方に対する検束は禁止され、一時復活を見た米穀に対する公的検束は廃絶した。ここに於て公的検束に代るものが必要となった」(池田美代二「日清戦争前後に於ける農会運動(二)」『帝国農会報』第28巻第7号、昭和13年、121頁)。

(2) 殖産興業政策の展開と同業組合準則

こうして、明治政府による最初の粗悪米対策となるのは、明治17年(1884)の同業組合準則であった。明治農政はすでに明治14年(1881)の農商務省設置以降松方デフレの中で、間接的な指導奨励を柱とするものへ転換していた。それゆえ、この準則もそうした枠組みの中で全国各地の在来産業全般に起こってきた農談会、共進会といった老農を中心とする物産改良の動きを恒常的な組織に編成し、またそれを指導してきた各府県の勸業政策に根柢を与えるものとして布達されたものであった⁽¹⁾。

こうして、第1表に見られるように、各府県もまた同様な同業組合準則を公示するだけでなく、明治18年(1885)の奈良県「米改良組合規約準則」をはじめとして、西日本を中心に十数県にも及ぶ府県で直接、米を対象とした組合の準則が公示されることになったのである。こうした準則では、地区内の同業者3/4以上の同意で組合を設立し、設立されれば地区内の同業者は組合に加入せねばならないとされてはいたが、罰則・強制規定はなく、あくまで「自治的」形式のものであった。ただしこの場合の同業者とは、「此準則中同業者トアルハ田圃ヲ所有シテ米或ハ其代金ヲ取得シ又ハ田圃ヲ耕作シテ米ヲ収穫スルモノ及ビ米ヲ仲買又ハ販売スルモノヲ総称ス⁽²⁾」という防長米改良組合準則に示されるように、その多くは郡または農区ごとに地主、耕作者、商人のすべてを含むものであった。

このことは、「同業組合の設立」が『興業意見』(明治17年、1884)の重要方針であったことからいっても、前田正名の在来産業組織化の路線に沿って、農工商を一体とした直接輸移の組織が意図されていたからであると言っている。それゆえ、各府県の改良組合準則では、林遠里の改良米作法に基づいた細詳な

第1表 各府県における同業組合準則等の公示状況

青	森	明治23年米作改良組合及米商組合設置法, 米商組合準則, 18年同業組合準則, 津軽産米輸出ニ関スル訓令, 18年津軽5郡米穀商組合規則準案.
岩	手	29年米穀商組合規則.
宮	城	18年米商組合規約準則, 同業組合規約準案.
秋	田	23~26年輸出米穀商組合規則.
山	形	21年同業組合準則, 25年農事改良組合準則.
福	島	17年同業組合準則.
千	葉	17年同業組合準則, 22年農業組合規約準則, 25年同附則.
新	潟	18年同業組合準則, 21年米穀改良組合準則.
富	山	20年輸出米検査規則, 27年農事改良組合準則.
福	井	18年改良組合設置規定, 19年米改良準則, 20年製米改良組合規約, 21年輸出米検査規則.
長	野	18年同業組合準則.
静	岡	17年同組合準則, 28年米穀改良組合規則.
愛	知	19年米質改良組合規約案.
三	重	18年精撰米組合準則, 19年精撰米規約.
滋	賀	20年米質改良業合取締規則, 23年同左に小作者奨励を加える.
京	都	18年同業組合準則.
大	阪	18年同業組合準則.
奈	良	18米改良組合規約準則, 28年大和米改良取締規則.
和歌	山	23年農業組合準則.
鳥	取	20年稻米改良組合準則, 20年同業組合準則, 22年稻改良組合取締所.
島	根	20年米穀改良組合準則.
岡	山	22~22年米性質改良組合規約.
広	島	21年輸出米検査規則, 25年産米改良組合準則.
山	口	17年同業組合準則, 19年米撰俵製改良輸達, 19年米穀商人組合, 田圃耕作人組合設置方, 20年米商組合取締所規約, 輸出米検査所, 21年防長米改良組合準則, 同取締所規約, 26年防長米改良組合取締規則.
香川・愛媛		18年勸業上の諭告, 26年稲作改良補助費.
福	岡	19年輸出米検査準則, 20年農業組合設置手続, 21年輸出米検査規則.
佐	賀	21年改良米取締規則, 21年輸出米取締規則, 28年輸出米検査規則.
大	分	18年同業組合準則, 26年米穀改良組合取締規則, 27年豊前輸出米検査所.

注. 日本農業発達史調査会編『日本農業発達史』第5巻(中央公論社, 昭和30年)48頁の第1表に, 児玉完次郎『穀物検査事業の研究』(西ヶ原刊行会, 昭和4年)から若干の補充をして作成.

耕作法が指示されており、その中の一部分として販売米の検査も組合事業に位置づけられていたのであった⁽³⁾。

このように、明治20年代に地方庁によって組織化がめざされた米改良組合とは、地主、耕作者、商人を含み、生産方法の改良にかなりの重点を置いたものであった。しかし、実はこうした特徴の故に耕作法の改善に無視できない成果を挙げながらも⁽⁴⁾、滋賀県と山口県の場合を除いて他のほとんどが数年を経ずして跡絶えてしまう根拠も内包されていたのである。そのことは、むしろ後々まで活動を続ける滋賀県の米質改良組合の成功の要因から逆説的に明らかになる。

すなわち、滋賀県においても「明治八年地租改正の結果現物納付が金納制となり、此間米商人の乗ずる處となりて、生産者は唯だ手数を省き粗悪米と雖も多収ならんことを欲し」て、かつて名声を博した近江米も「江州の掃き寄せ米」の汚名にまみれるに至った。これに対し県当局も試作場の設置や農談会の開催、また明治17年(1884)には勸業委員の設置等を行なったが、それにもまして各郡内の「有力者」が事態を大いに憂えて「連日各郡に遊説して与論の喚起」に努め、あるいは行政に建議し、商人を組織するなどの運動があって、明治20年(1887)滋賀県米質改良組合取締規則の制定を見るに至った。しかもその間、小作人の不満はもちろん、特に「農村を駆け廻る米仲買人が一部の農民を煽動して反動的行動」をとるなどしていたために、「相当制裁を加える規則の制定」が要請され、こうして、滋賀県は全国でも例外的に制裁規定をもった「取締規制」として発布され、組合は設立3ヵ年にしてその効果顕著となり、事業は軌道にのってゆくことになる⁽⁵⁾。

このように、滋賀県の場合には制裁規定があったことを特徴とするが、それは利害の対立する小作人や商人をもあくまで包み込んで地域利益を追求したいいわゆる「有力者」の名望家的、指導的活動があって⁽⁶⁾、はじめてそうした制裁をも含む地方庁の指導、後援をも可能となったというべきであろう。つまり「農界有力者の唱導と県当局の共鳴尽力⁽⁷⁾」の下に、生産農家および地主、商人までもが組織化されていったところに、滋賀県の米質改良組合が米穀検査

で近江米の市場声価を上げてゆく主要な根拠があったと考えられるのである。

そして、そこでのリーダーとして決定的な役割を果たしていた「有力者」とは、いわゆる老農や豪農といわれた手作り地主層であったと考えていざらう。それだからこそ、松方デフレが解消しはじめる明治20年頃より、そうした手作り地主層の寄生化が急速に進展してゆくことが、他の府県において改良組合の活動が行きづまる基底的な要因であったと考えられる。利害の対立する小作人、地主、商人のすべてを「自治的」な形で組織化してゆくには、かなりの指導性が要求され、しかも商品経済の発展が社会的分業を進めてゆけばゆくほど、それはむずかしくなってゆく。

そうした結果として、明治政府の政策自体も大きく転換されたことが、明治20年代に改良組合の活動がほとんど消えてしまうより直接的な原因であった。横井時敬によれば、それは以下の如くである。

「農商務省設立当時は同業組合の設置奨励に全力を傾注するが如き観があった。而かも民間に自ら事を為さしむるという方法とは不似合に、各組合の設立認可権をば農商務省に於て之を取め、而も之には農工商歩調を一にするの必要ありとし、各局課の会議を以て認可を与へることとしたので、明治二十二年省内に之れに対する反対的異論が起った。即ち農工商の如き全く事業の異なるものが、画一的規定に拠ることは不可能である。斯かる制度は畢竟その助長発達を阻害し、延いては産業貿易の萎微衰頽を來たす虞れありといふのである。依つて暫時その認可を見合せることとなつたが為めに、事務の渋滞甚だしく、結局各局に於て認可することに決したが、実は組合制度そのものに憐焉たるものがある為めと謂はなければならぬので、其後組合は多くは萎微不振に陥り、遂に後日他の同業組合法の制定に至るまで寧ろ放任の状態になつたのである⁽⁸⁾」(傍点——玉)

つまり、松方デフレの中で地方の在来産業を農工商一体として組織化し、それによって輸出を振興しようとした前田正名的な殖産興業の路線が、紡績業に代表される移植産業の導入・定着によりやく目処が立ち、商品経済が進展しはじめた明治20年代はじめとなると、むしろ分業の進展を阻害するものとして

政策的に放棄されるに至ったということである⁽⁹⁾。実際、明治21年(1888)民業不干渉主義者の井上馨が農商大臣となると同時に、農学会に対して「農業振興方針」に関する諮問がなされ、それが『興農論策』(明治24年, 1891)となって、改良組合は放棄されて農事改良に対する行政は系統農会の設立へ向かって動き出すことになる⁽¹⁰⁾。こうして前田正名が『農事調査』の最中に農商務省を追われたちょうど明治23年頃、改良組合による粗悪米対策も頓座することとなったのである。

注(1) 上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」(『社会経済史学』第41巻第3号, 昭和50年), 同「前田正名と農商務省」(『日本歴史』No. 343, 昭和51年)。

(2) 防長米同業組合『防長米同業組合三十年史』(山口, 防長米同業組合, 大正8年), 34頁。防長米改良組合は、明治19年(1886)に一旦組織された地主, 生産者の米撰俵製組合と商人の米商組合とが「其団結を二にして到底事業運用の全きを壟むべからず」(同上)として明治21年(1888)の防長米改良組合準則によって合併せられ、各農区ごとに1組合が組織されたものである。

(3) その各県ごとの内容は、前掲『日本農業発達史』第5巻, 第4章「明治期における官府の稲作指導」に詳しい。一例を挙げれば「鳥取県は一八八七年稲米改良組合準則を定め、林遠里の農法を約定実行することを指示したが、これによって設立を見た各組合は八九年連合して取締所を設け産米の検査に当たった」(56頁)。

(4) 「第三回内国勸業博覧会審査報告抄」(『大日本農会報』第122号, 明治24年)には次のようにある。「近年各地一斉に米質改良の必要を感じ、或は改良組合を設けて敵に検査法を施し或は教師を聘して稲種精選法を行ひ或は耕種法を改めて労費を省く等農家が其全力を米穀改良に用ひたるの効果は歴然たり」(55頁)。またそれには次のような但書きのある点も、次節との関連で注目すべきであろう。「今回改良の米多く本会に現出したるは其原由する所なきに非ずと雖外国輸出の關係は大に之を促したるものと謂ふべし」(56頁)。

(5) 以上の滋賀県米質改良組合についての記述と引用は、前掲『近江米同業組合記念誌』, 4~8頁より。また同様な点は防長米改良組合についても確認され、こちらは明治26年(1893)に準則を取締規則に改めて、罰金等の規定を加えている(前掲『防長米同業組合三十年史』, 50頁)。なお、両者の設立時の組合員構成を示せば、滋賀が農業73,551人(95.0%)商業1,824人(2.4%)農商兼業1,971人(2.5%)、商業家族雇人37人(0.0%)、計77,383人(100%)、山口が地主(自作を含む耕地所有者)92,573人(72.3%)、小作30,897人(24.1%)、米商4,488人(3.5%)計127,958人(100%)となっており、商業者に対する農業者の圧倒的優位が共通の特徴であった。

- (6) 例えば、それは以下のようなことを意味する。「由来各部落に於ける米穀検査員及関係役員は一面産米の改良統一を図りて売買及小作料授受の便宜と価格の向上に貢献するばかりでなく、古来の庄屋に等しい職務を行ふものであって、換言すれば直接生産者と地主との間に介在して円満なる協調を図り、凶作に当っては減額率の決定斡旋や稲種の選択にまで奔走努力するといふ次第で、単に俵米検査を行ふという簡単なことではない。」(前掲『近江米同業組合記念誌』, 6頁)。
- (7) 同上, 134頁。
- (8) 三宅雄二郎監修『新日本史』第2巻「農業篇」(横井時敬稿, 萬朝報社, 大正15年), 1, 419~20頁。
- (9) そのような殖産興業政策をめぐる路線対立については、次のようなものを参照。長幸男「明治前・中期の小営業」(川島・松田編『国民経済の諸類型』, 岩波書店, 昭和43年), 同「ナショナルリズムと『産業』運動」(長・住谷編『近代日本経済思想史I』, 有斐閣, 昭和44年), 有泉貞夫『興業意見』の成立(『史学雑誌』第78編第10号, 昭和44年), 祖田修『前田正名』(吉川弘文館, 昭和48年)。
- (10) 武田勉「全国農事会略史」(武田勉編『中央農事報』第12巻, 索引, 日本経済評論社, 昭和54年)。

(3) 同業組合検査とその限界

明治30年(1897)重要輸出品同業組合法が制定され、更にそれを輸出品にとどめず物産一般に拡大した重要物産同業組合法が明治33年(1900)に制定された。これはかつての準則が強制力を欠いていたことがその不振の原因として反省され、地区内同業者4/5以上の賛成があれば全員の加入を強制できるとした点に画期性がある。そしてこのように、明治政府によって再び同業組合政策が展開されるのは、在来物産の輸出が日清戦争(明治27, 28年, 1894, 95)後のわが国の貿易構造の中で更に重要な意味を帯びつつあったからである。すなわち、確かにこの頃綿糸や綿織物の輸出は急増するが、それは後進諸国向けであり、結局「在来産業の発展としての輸出向け商品の拡大が外貨獲得をささえ、それが輸入を可能にするという関係において日本の産業革命の進展が保障されたのである⁽¹⁾」。同業組合はこうした在来産業の組織母体となるものであった⁽²⁾。

実際、米ですらも、明治20年代には80万石、800万円(明治29年, 1896)

近くがヨーロッパ・アジアに輸出され、一貫して輸出超過であった。そしてこうした輸出米がその長い輸送距離と時間からして、とりわけ乾燥や俵装等の厳格な製品の確保が要求されるものであったことはいうまでもない。その意味で、同業組合法の制定はこうした輸出米産地の要望に見合うものだったのである。

こうして、第2表のように、改良組合の活動を継続してきた滋賀県と山口県が明治31年(1898)に最も早く近江米同業組合、防長米同業組合へとそれぞれ改組したのに続いては、九州から山陰、近畿にかけての輸出米産地⁽³⁾で県一円を区域とする同業組合が組織され、同時に輸出米、移出米の検査も開始されることになったのである。

しかし、これらの同業組合による検査は改良組合を継承した近江米を除いて、検査用語でいう移出検査であった。移出検査とはいうまでもなく、一旦産地問屋の手に集められた米が船積みされる時点で、品質、容量、俵装等を検査するものである。その意味でそれは、容量や俵装といった流通上での標準化は確保されるものの、検査のもう一方の機能、いわゆる産米改良に対する効力ははじめから限定されたものだったのである。

そしてそれは、これら同業組合が第2表の組織主体に示されるように、「主として米穀商、運送業者及移出を為す地主にて組織せられ生産者たる農家を網羅せざる⁽⁴⁾」ものであったからである。つまりそれはあくまで生産者を含む改良組成的方向が頓座した上に立つものだったのであり、またここに同業組合検査の基本的問題点もあったのである。

それでもともかくそれが一定の展開を見せたのは、輸出米はいうに及ばず、移出米についても当時が汽船を中心とするいわゆる中継地的市場構造であったがゆえに、県内の移出米が一旦集積移出地である港へ集中される構造をとっていたからである⁽⁵⁾。したがって、未だ容量や俵装の標準化に焦点があった当時とすれば、移輸出米がかならずそこを通過するというかぎり、移出検査も一応のチェック機能を果たすものだったのである。

しかし、それは県内流通米に及びえなかったことはもちろん、輸移出量の増

第2表 米穀検査を行なう同業組合一覧

県名	同業組合名	設立年	区域	検査種類	組織主体	県営検査への移行年	備考
滋賀	近江米同業組合	明31	県一円	生産・移出	生産者・地主・商人	昭5	滋賀県米質改良組合を継承
山口	防長米同業組合	明31	県一円	生産・移出	生産者・地主・商人	昭4	防長米改良組合を継承
熊本	肥後米輸出同業組合	明31	県一円	移出*	商人・地主	明44	肥後米券倉庫を並設
宮崎	宮崎県米穀商同業組合	明32	県一円	移出	商人	明44	郡農会による生産検査
佐賀	肥前米移出同業組合	明33	県一円	移出	商人・地主・運輸業者	大6	明33販売米取締規則
奈良	大和米輸出同業組合	明34	県一円	移出	商人・運輸業者	大4	郡農会による生産検査
鳥取	因伯米輸出同業組合	明35	県一円	移出	地主・商人	明44	米券倉庫あり
島根	出雲米輸出同業組合	明37	県一円	移出	地主・商人	明40	
福島	会津米同業組合	明38	一市4郡	移出	商人	大7	
〃	相馬米同業組合	明42	郡	移出	商人	大7	
京都	船井郡米穀同業組合	明44	郡	移出	商人	大4	
〃	南桑米同業組合	明44	郡	移出	商人	大4	

注(1) 児玉、前掲書より作成。

(2) *の肥後米輸出同業組合は明治41年より生産検査を開始。

(3) 大正に入って福島と京都は更に郡単位の同業組合が作られるが、はぶいた。

(4) なお、北海道には雑穀検査を行なった北海道雑穀同業組合連合会があった。

大と共に進む品質分散の増大、現実的には低品質米（乾燥、調整、俵装といった製品としての意味で）の増大に対処し得えないものであった。つまり、それはある程度までの商人の流通費用の範囲内で開俵、再俵装し得たものの、生産部面での改良が進まない限り限界があり、商人や地主の負担の増大につながるものであった⁽⁶⁾。実際、明治21～25年平均で38百万石であったわが国の米の消費量は、明治35～40年平均では48百万石と、この15年間に1千万石増大しているが⁽⁷⁾、それに対応する流通量の増大も、次の「米穀俵造粗悪の実況」という『中央農事報』の記事に象徴されるように、改めて粗悪米を社会的に問題化させつつあったのである。

「殊に評中『改良の方法を設けたるも更に実行の跡なし』の如きは独り肥後米の俵造に止まらず一般農界には猶ほ此種の批評を下すべき者決して尠なからざるべし、地方農会は当時草創時代なるを以て俄かに万全は望むべからざるもかかる改良事業は農会当然業務として切々実行せられんことを望む⁽⁸⁾」

ここにあるように明治農政によって新たに農事改良の指導機構として位置づけられたのは、明治20年代後半の運動を通じて明治32年（1899）の農会法によって制度化された系統農会であった。当時すでに農会は、府県農会42、郡農会500余、町村農会8,000有余の組織を有していたのである。つまり同業組合検査が移出検査にとどまることを穴埋めするものとして、郡農会等が生産改良とともに生産検査を行なうことが上からは奨励されることとなったのであった。

しかし、そうした要請にもかかわらず、郡農会が生産検査を行なった例は、奈良県と宮崎県に確認される程度で⁽⁹⁾、同業組合検査以上に普及しなかった。それはやはり、日清戦後の産業革命の進行と共に、米価が騰貴し、また小作料も安定化することによって土地所有の経済的利益が増大して、農会活動の中核となるべき手作り地主層が農事改良よりも土地兼併と寄生化を強めていったことの結果であった⁽¹⁰⁾。

「大地主豪農の如きは今日の農事改良なるものには全く冷淡或は却て農事改

良の事を忌み嫌ひ農会の如きは余計の入費のみ掛るものと心得居るもの多し⁽¹¹⁾」と、系統農会の実質上の中央組織、全国農事会幹事長玉利喜造が農事大会毎に地主の寄生化を批判し、農事への関心喚起を訴えたが、明治30年代を通じて系統農会の活動不振は覆うべくもなく、農会無用論が唱えられる情況だったのである⁽¹²⁾。

明治34年(1901)を画期とする短冊形苗代設置に代表される地方庁による警察機構をも動員した強権的な農事指導(=いわゆるサーベル農政)も、また明治36年(1903)それらを公認し更に促進する意味をもった政府にはよる14項目の農会への諭達も⁽¹³⁾、結局のところ地主の寄生化によって間接的指導奨励政策の中核が消失し、行政が自ら介入してゆかざるを得なくなったことの結果であった。それは、そうした上からの農事改良を更に市場と結びつけるという意味で、地方庁自らが米の生産検査に乗り出す一步手前の状況にほかならなかったのである。

以上、この章を簡単にまとめれば米穀検査の最初の要請は、明治政府が封建的諸制限の撤廃の一環として行なった貢米制度の廃止と米の自由売買の過程において、粗悪米の氾濫として生じてきたものであった。しかしそれを直接的、行政的に取り締めることは、自由売買を原則とする商品経済社会の建設という明治政府の方針に反する。こうして、まずそれは在来産業の組織化をめざす殖産興業政策の一環として、米質改良組合という形態をとって展開されたのが、明治20年代の特質であった。それゆえこの改良組合は、単に「自治的」なものだっただけでなく、地主、小作、商人を地域ぐるみで組織化し、中でも手作り地主層の指導的活動に期待するものであった。しかしそれは松方デフレ以降の、日本の産業革命が軌道に乗る以前の政策基調であって、そのため改良組合の活動も耕作法の改善に一定の効果を示しつつも、一方では手作り地主の寄生化によって、他方では殖産興業政策自体がより自由放任の方向へ転換することによって、滋賀県と山口県を除いては、十分な展開を見ることはなかったのである。

こうして、明治30年(1897)の同業組合法以降、九州・中国の輸出米産地においては、同業組合検査が展開されることにはなるが、それは米穀商および運送業者を中心とする移輸出港での移出検査であって、産米改良に対する効果は不十分なものだった。そのため、それを補完するものとして、農会による生産検査も奨励されたが、産業革命の進展によって地主の寄生化が一段と進んでいた明治30年代には、それも普及し得なかつたのである。その一方で米穀市場は急激に膨張し、そこでの産地間の市場競争も強まっていた。市場の制度化を意味する県営検査も、そうした市場競争の中で登場してくるのである。

- 注(1) 暉峻衆三編『日本農業史』(有斐閣, 昭和56年)第2章「日本資本主義確立期」, (牛山敬二稿), 64頁。
- (2) そうした積極的位置づけを同業組合に与えるものとして、以下を参照。上山和雄「明治前期における同業者組織化政策の展開」(『史学雑誌』第83巻第9号, 昭和49年), 竹内庵「明治期同業組合の一考察」(『社会経済史学』第42巻第5号, 昭和52年), 同「在来産業再編成期における同業組合」(神戸大学大学院研究会『六甲台論集』第25巻第3号, 昭和53年), 上川芳実「同業組合準則改良運動の研究」(『大阪大学経済学』第30巻第4号, 昭和56年), 藤田貞一郎『近代日本同業組合序説』(国際連合大学, 昭和56年)。
- (3) 「海外諸国に向けて多量に輸出する米質は、中国の長防、九州の肥後、筑前、豊前をもって第一とし、備前、播磨、摂津、讃岐、安芸等を第二とし、伊予、伊勢、美濃、大和、河内等を第三とす。」(酒匂常明『米作新論』〔農文協『明治農書全集』第1巻稻作, 農文協, 昭和58年所収], 180頁)。
- (4) 児玉, 前掲書, 127頁。肥前米移出同業組合に関する記述。
- (5) 中継地的市場構造については、持田, 前掲書, 第1編第2章を参照。
- (6) 宮城県の場合について、中村吉治編『宮城県農民運動史』(日本評論社, 昭和43年), 196~197頁の安孫子麟稿を参照。
- (7) 持田, 前掲書, 52頁の第1・7表を参照。
- (8) 全国農事会『中央農事報』第2号(明治28年), 43頁。同様に粗悪米と農会によるその矯正を問題とした記事としては、「産米の矯弊と改良に就て」(同第20号, 明治34年), 「最近十年間に於ける米質変遷の状況(-)(-)」(同第30, 31, 33号, 明治35年)参照。
- (9) 小野, 前掲稿, 527~528頁。また奈良県と宮崎県については、児玉, 前掲書, 106, 133頁。
- (10) それは農会の設立が、それまでの農会運動を換骨奪胎した形で上から組織された

ものであることと無関係ではない。この点、栗原百寿『農業団体に生きた人々』（『著作集V』、東京、校倉書房、昭和54年所収）を参照。

- (11) 「第八回全国農事大会に於ける玉利幹事長演説の要領」（『中央農事報』第9号、明治33年）8頁。
- (12) 武田、前掲稿、17～18頁。
- (13) 以上の強権的農事指導および農会への論達については、前掲『日本農業発達史』第5巻、第2編第4章を参照。

（補）米券倉庫について

ところで、以上の展開をある意味で裏書きしながら、また他面では例外をなすものに酒田米穀取引所附属山居倉庫に代表される米券倉庫がある。

米券倉庫は、単に預かるものが米であるということだけでは決してなく、入庫に際して米穀検査を行ない、一定品質に達しない米の入庫を拒否する規約を持つ点において、通常の倉庫とは基本的に異なる。つまりそれは、地方産米の改良という「公益的意義」を持ち、それゆえ純粋たる営利機関とは異なる性格を持つといわれる⁽¹⁾。実際、山居倉庫の場合も、貢米制度廃止後に「荘内米ノ声価大ニ低落セルヲ以テ三郡ノ有志相謀リ荘内米改良法及預ケ方申合規則ヲ設ケ⁽²⁾」たのにはじまっており、当初の本間家から、明治26年（1893）に旧藩主酒井家へ経営が移ったのも、酒井家が地方の信望家であったためであり、その後の経営もかならずしも酒井家の営利のためとはいえない⁽³⁾。むしろそれは、かつて酒井藩が年貢米の納入を藩庁倉庫に一括してなさしめ、藩士への禄米は倉出指図証券である米札をもってした結果が、米札は有価証券のごとく流通し、荘内米の銘柄としての確立に大きく寄与した⁽⁴⁾という経験に基づいており、倉庫を媒介することによって銘柄の確立を目指すものだったということが出来る。事実、山居倉庫の場合は入庫に際して品位等級、容量等を検査するだけでなく、それらを倉庫内で開俵、混米し、更に一層の標準化された山居倉庫米を製造することによって倉庫銘柄が確立され、また米預証券＝米券も一定の標準化された米の価値を体現する有価証券として流通したのであった⁽⁵⁾。

しかし、こうした米券倉庫が明治30年代に強固な基礎を築きえたのは、そ

の利用者が産地商人だけでなく、本間家をはじめとする地主層であり、しかもあたかも藩政期のように小作米の納入は倉庫の入庫切符をもってする慣行がとられたことによる。つまりそれによって倉庫での検査は小作米の改良に役立つと共に、地主は居ながらにして良質の小作米を取得することが出来たからである(6)。

このように米券倉庫は、地主層の寄生化にも適合し、小作米の改良と結びつくものであったところに、同業組合検査と異なって明治30年代にむしろ基礎を固める根拠があった。しかし、そのことは決して米券倉庫が全国へ普及してゆくことを意味せず、藩政期に年貢米を藩庁倉庫に収めるという経験をもった鳥取、熊本⁽⁷⁾、秋田、広島といった県に限られるものであった。つまり、あくまでそれは藩政期の慣行を前提としたものとして理解されねばならないのである。

- 注(1) 農商務省農務局『穀物ノ販売組織ニ関スル調査』(農務彙纂第十八号、明治44年)、2頁。
- (2) 株式会社酒田米穀取引所『酒田米券倉庫由来及現況』(大正9年)、4頁。
- (3) それら山居倉庫の歴史的展開ならびに性格については、小山孫二郎「大地主と庄内米の流通」(日本農業発達史調査会編『日本農業発達史』別巻上、中央公論社、昭和33年)に詳しい。
- (4) 山形県産米改良協会連合会『山形県米穀流通経済史』(昭和33年)、14~15頁。
- (5) 同上、第5章米券倉庫を参照。
- (6) 前掲『穀物ノ販売組織ニ関スル調査』は、米券倉庫の効果の1つとして「小作米取立上ノ利益、地主ハ倉庫ヲ利用シ米券ニ依リテ手数ト費用トヲ要セス小作米ヲ集ムルヲ得ヘク又米種等級ニ応シテ賞罰ヲ行ヒ円満ニ小作米ノ受授ヲ了スルヲ得ヘシ」(6頁)とある。
- (7) 肥後米同業組合付属の肥後米券倉庫については、持田、前掲書、129頁以下を参照。

3. 食糧政策の成立と県営検査

(1) 米穀市場の近代化と県営検査

明治34年(1901)の大分県を嚆矢として、第3表のように米穀県営検査が全国

第3表 米穀道府県営検査の実施状況

	明 31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	大 1	2	3	4	5	6	7	8	
北海道																							▲
青森								○											▲				
岩手																		○		▲			
宮城								○			▲												
秋田									○				▲										
山形														○									
福島								㊦															○
茨城														▲									
栃木														▲									
群馬																							▲
埼玉																			▲				
千葉																		▲					
神奈川																			㊦		○		
新潟										○					▲								
富山							○	▲															
石川									○					▲									
福井										○					▲								
岐阜															○								▲
愛知															▲				○				
三重											▲												
滋賀	㊦																						
京都														㊦					▲				
大阪														▲					○				
兵庫													▲										
奈良					㊦														▲				
和歌山																							▲
鳥取					㊦										○								
島根							㊦			○													
岡山							▲																
広島														▲									
山口	㊦																						
徳島														▲									
香川											▲												
愛媛																			▲				
福岡															▲								
佐賀					㊦																	○	
熊本	㊦													○									
大分					▲																		
宮崎	㊦													▲	○								
鹿児島				○							▲												

注(1) 高知、長崎、静岡、長野、東京、山梨および滋賀、山口の県営検査は昭和4年以降。
 (2) ○は移出検査、▲は生産検査、㊦は同業組合による移出検査、ただし滋賀、山口の両県は同業組合による生産、移出検査。

に普及してゆくことになる。このように、地方庁が県の事業として米穀検査を強制するに至る直接的背景は、すでに述べたように「自治的」な形での米質改良が立ち行かなくなったからである。大分県の場合も、「越えて二十六年四月米穀改良組合取締規則を發布し該規則に拠らしめたるも数組合を除くの外取締上寛濶宜しきを得ず為に改良の実績遅々たるを免れざりき。茲に於て県農会長及各郡米改良組合長等より県を区域とする強力かつ統一ある米穀改良機関設置の建議を見るに至る⁽¹⁾」とある。

同じく明治40年(1907)に県営検査を開始する香川県の場合も、「県当局に於ても既に明治三十五年に重要物産同業組合法による改良組合を施設せしむるため百方勧誘に努めたるも当業者の之を迎ふる事冷淡にして終に成立するに至らず、爾来選種栽培籾の乾燥等各項に涉り極力奨励し益々産業の改善を絶叫せしも依然其の効果を収むるに至らざりき⁽²⁾」とある。

しかし、県当局に県営検査に踏み切らせるより基底的な誘因は、明治30年代の米穀市場の発達とその結果としての市場競争の激化にほかならなかった。大分県が全国で最初にそれに踏み切るのも、大分を取り巻く熊本、宮崎、佐賀が相繼いで同業組合検査を開始し、大分のみ一人取り残される状況にあったからである。すでに近江米、防長米は同業組合検査でかなりの成果を挙げており、しかも明治30年代に入ってから米穀輸出の減少と⁽³⁾、一方での国内市場の拡大は、防長米をはじめとして九州、山陰の輸出米産地の米を関西市場へ向かわせていた。

こうして大分県に続いたのは岡山県であったが、重要なのは生産・移出の複式検査をとる県営検査が市場競争に抜群の効果を現わしたということである。

「岡山県備前米は過去數年前に於ては防長米より下ること甚だしく摂津米、藩州米に比するも尚ほ遜色あるを免がれざりしが米穀検査開始以來大に面目を改め現に去る三十六年には防長米に比し平均一円内外の差額ありしに昨三十八年度には平均三十七八錢内外の差額となり既に播州米を一蹴して摂津米の累を摩せんとするに至れりと云ふ⁽⁴⁾」

この衝撃は実に大きく、實際香川県は「産米検査ノ効果ニ於テ隣県岡山ノ実

第4表 深川倉庫蔵入高の推移（外国米を除く）

（単位：千俵）

	地廻米	東海道米	北陸米	三陸米	両羽米	九州米	関西米	総蔵入
明治 20~24 年平均	291 (11.1)	724 (27.7)	811 (31.0)	205 (7.9)	281 (10.8)	302 (11.5)	-	2,614 (100)
25~29 平均	423 (16.4)	439 (17.0)	539 (20.9)	298 (11.6)	381 (14.8)	497 (19.3)	-	2,576 (100)
30~34 平均	158 (6.9)	764 (33.4)	397 (17.4)	145 (6.4)	228 (10.0)	590 (25.9)	-	2,283 (100)
35~39 平均	149 (5.4)	537 (19.5)	479 (17.4)	173 (6.3)	258 (9.3)	1,162 (42.1)	-	2,759 (100)
40~44 平均	145 (3.9)	223 (5.9)	499 (13.3)	91 (2.4)	333 (8.9)	2,248 (59.7)	224 (5.9)	3,764 (100)

注(1) 東京廻米問屋組合『東京廻米問屋組合深川正米市場五十年史』（昭和12年），268~270頁より。

(2) 明治40~44年平均の数字が、東京での総消費量の約7割といわれている。

例ヲ見ルニ同県ニ在テハ明治三十六年ヨリ之ヲ施行セシカ翌三十七年ニ於テ已ニ一石ニ付金六拾銭ノ價格ヲ昇騰スルヲ得タリ仍テ試ニ之ヲ本県ニ於ケル県外輸出米約五十万石ニ積算セハ其額実ニ參拾万円トナルヘシ⁽⁵⁾」という試算に基づいて県営検査に踏み切る。こうしてすでに米穀検査は、「県下経済の消長」に直結する行政的課題となりつつあったのである。

ところで、そうした市場競争は当初、輸出米産地の多い西日本でより激烈であったことはいうまでもない。同業組合検査の地域的分布がそれを象徴している。しかし30年代も半ばとなると、その競争は次のように東日本へと拡張されることになる。

「因に肥後米は其品種以上の如く変遷異動せる為め、従前其得意市場とせる阪神の販路を縮少せるか、之れに反し東京市場に向ては販路を詰め九州米の主位を占むるに至り、前途其形勢を増長するもの如くなれり⁽⁶⁾」

これは、輸出との関連で早期に標準化を示していた九州産米も、そもそも米質において優る畿内、瀬戸内の産米改良によって関西市場を追われ、東京市場へと進出していったことを示している。それは第4表に示されるように、実にすざましい勢いであり、これによって東海道・北陸・東北の米作地帯は多大の影響を被ることになる。関西市場を追われたとはいえ、倭装、容量の統一の程

度に加えて硬質米である九州産米に、未だ粗悪米の域を出ない東北・北陸の軟質米は敵ではなかった。30年代末より、東北・北陸の諸県を矢継ぎ早に県営検査に向かわせたものは、この九州産米の東京市場への殴り込み的な進出であった。

宮城県を例とすれば、「然るに明治三十七年十月に及び同年の産米は秋場不良の結果米質の粗悪殊に甚しく仍って東京米穀取引所に於ては本県米を愈々其受渡米格付中より除外すべく内議熱せる旨の悲報突如として伝はりたれば茲に端なくも一大恐慌を呼び県下の識者は齎しく憂慮措く能はず⁽⁷⁾」となり、ここに「急拠予算を編成して通常県会に提案せらるる運びと⁽⁸⁾」なる。

東北・北陸の諸県が西日本の如く初めから生産、移出の複式検査ではなく、移出検査だけでスタートするのも、そうした急迫状況への応急的性格として理解していただろう。

こうして、市場競争に促迫されつつ米穀県営検査は全国に普及してゆくことになったが、重要なことは、こうした市場競争の過程が同時に米穀市場の構造変化の過程でもあり、それがまた米穀検査の一層の普及と整備・拡充を要求するものでもあったという点である。すなわち、明治中期の米穀市場は内陸においては河川、遠距離輸送は汽船による海路という輸送手段に条件づけられて、ブロック的地回り市場と全国的隔地市場が二重性をもって存在し、両者が大河川港の中継地市場で結び合わされる、いわゆる中継地的市場構造を形作っていた。しかし、それは明治30年頃の成立と同時に、船に換わる革命的輸送手段としての鉄道の発達によって解体してゆく。何よりも日清・日露の2つの戦争は軍事的理由からも鉄道の発達を促進し、明治40年(1907)にはそうした理由から鉄道は国有化される。そしてそれがまた運賃の統一と低廉化をもたらし、米輸送の船舶から鉄道への移行は明治末にほぼ大勢を決するのである⁽⁹⁾

こうした鉄道の発達に伴って新たに東京、大阪の2つの巨大市場を中心とする東西の中央都市市場が形成されてくるが、そうした市場構造の変化は当然に、商取引形態にも大きな影響を及ぼすものだった。すなわち、かつては中継地市場の産地問屋による消費地問屋への委託販売形態が主体であったが、鉄道

の発達はしだいに着駅中心の卸問屋による買付け取引を發展させ、第1次大戦後に完成する未着米の銘柄取引へ向かって変化してゆく⁽¹⁰⁾。しかし、そうした商取引が一般化されるためにも、各産地において商品としての米の銘柄等級を確立するための県営検査の普及が要請されていたのである。

ともかく、鉄道の発達は、米の移出地を県内の各駅に分散させ、かつてのように移出港で移出米の大部分の検査を行なうことを不可能にした。産地間競争が強まる中でそれに対処してゆく方向は、県営による生産検査以外にはなかったのである。

注(1) 児玉, 前掲書, 130頁。

(2) 香川県穀物検査所『香川県穀物検査廿五周年記念誌』(高松市, 昭和8年), 1～2頁。

(3) 米穀輸出は、明治30年代へ入ってしだいに減少し、明治33年(1900)以降完全な輸入超過に転ずる。

(4) 『大日本農会報』第297号(明治39年3月), 22頁。

(5) 前掲『香川県穀物検査廿五周年記念誌』, 1頁。

(6) 『中央農事報』第30号(明治35年), 33頁。

(7)(8) 荒谷道太郎編『宮城県米穀商同業組合沿革』(仙台, 宮城県米穀商同業組合, 大正14年), 3頁。

(9) 以上の明治期の米穀市場の構造, ならびに鉄道の発達を通じての米穀市場の構造変化=近代化の記述は, 持田, 前掲書, 第1編による。

(10) 以上についても, 持田, 前掲書, 第1編および第2編を参照。

(2) 食糧政策の成立と県営検査

明治40年(1907)に深川米穀問屋が中心となって第1回全国米穀業者大会が開かれ、「速に米穀の検査法を制定施行すること」との決議がなされた⁽¹⁾のも、以上のような米穀市場の変化に基づくものであった。しかし同じ頃、また別の角度からも米穀検査の法制化は要求されつつあったのである。

すなわち、その前年の明治39年(1906)第22帝国議会で可決された「穀物検査に関する建議案」には、以下のように述べられていた。

「本邦生産ノ穀物ハ概シテ乾燥不良, 調整粗雑, 容量区々, 俵装亦完全ナラザルヲ以テタダニ売買取引上不便不利ナルノミナラズ脱粒, 虫蝕, 腐敗

等ノタメ毎歳国家ノ損失ニ帰スルモノ実ニ驚クベキ巨額ニ達シ近ク外国産ノ米麦大豆等ノ輸入ヲ増加シ正貨流出ノ一大原因ヲナス、今コレヲ匡救セムトスルモ彼ノ重要物産同業組合法等ノ能ク其目的ヲ達シ得ベキニアラズ、故ニ各府県ヲシテ此ノ目的ヲ達セムガタメソノ地方ノ情況ニ於テ速ニ穀物検査ノ準則ニ関スル法律案ヲ提出セラレムコトヲ望ム、右建議ス⁽²⁾」

つまり、ここで問題とされているのは取引上の不便よりむしろ、国民経済的見地から見た流通過程における減耗である。それは、都市での米穀消費の急激な増大が、それまで地回り用、自給用だった乾燥、俵装不完全な米まで全国流通に引き込むことによって、相当な量に達していたのであろう。しかし、ここで重要なのはそれが正貨流出の一要因とされていることである。

というのも、この正貨流出の阻止は、力に余るロシアとの戦争によって増大した内外債の償還と、復讐戦をおそれての軍備増強に努めねばならなかった日本資本主義にとっては、日露戦後経営最大の課題にほかならなかった。そのことが第5表のように明治33年(1900)頃より輸入超過が恒常化し、日露戦後には常時200万石を越えるに至っていた外米輸入に対する対策を重大化させ、「サーベル農政」といわれた増産政策を積極化させるものであったことは、これまでも言われてきた通りである⁽³⁾。しかし、そうした消費量の増大が都市における産業人口の増大の結果であったことは、それに対する米の増産も単なる量的な増産にとどまらず、遠距離輸送や保管に耐える商品として標準化された米の増産でなければならなかったのである。

こうして明治43年(1910)には、検査を行なう県や同業組合、また米問屋等を集めて農商務省による第1回米穀改良に関する協議会が開催されるが⁽⁴⁾、そこでの農商大臣の訓示もまさに以下のようなものであった。

「近時農業の発達に伴ひ米の生産も年と共に著しく増加しつつありと雖も尚現時の状態に於て約二百萬石内外の供給不足を見る是れを以て今後米穀生産の改良奨励を促すと共に收穫後に於ける腐敗虫害及脱漏等に因る米穀の減損を防ぐは独り農家の經濟上に於て忽にすべからざるのみならず亦国家經濟上官民の大に留意せざるべからざる所なるを信ず⁽⁵⁾」(傍点——玉)

第5表 米穀需給表(米穀年度)

年度	内地生産額	輸移入額	輸移出額	差引輸移入超過額	消費総額	1人当り消費額
	千石	千石	千石	千石	千石	石
明治25年	38,181	104	478	(-)74	38,107	0.938
26	41,430	392	691	(-)299	41,130	1.004
27	37,267	1,359	526	834	38,101	0.923
28	41,859	774	874	(-)100	41,759	1.001
29	39,961	557	622	(-)65	39,896	0.947
30	36,240	2,051	758	1,293	37,534	0.882
31	33,039	5,355	255	5,100	38,139	0.885
32	47,389	409	1,090	(-)682	46,706	1.072
33	39,698	1,096	355	741	40,439	0.918
34	41,466	1,423	499	924	42,391	0.951
35	46,914	1,453	674	779	47,693	1.056
36	36,932	5,560	320	5,241	42,173	0.921
37	46,473	5,953	453	5,500	51,974	1.122
38	51,430	5,610	229	5,381	56,811	1.214
39	38,173	3,531	259	3,272	41,445	0.876
40	46,303	3,250	274	2,976	49,278	1.030
41	49,052	3,151	255	2,896	51,948	1.078
42	51,934	2,528	379	2,149	54,083	1.108
43	52,438	1,757	591	1,162	53,604	1.084
44	46,633	2,933	441	2,491	49,125	0.980
45	51,712	2,911	300	2,611	54,322	1.068

注(1) 持田恵三「食糧政策の成立過程(-)」(『農業総合研究』第8巻第2号,昭和29年),203頁より。

(2) 原資料は農林省米穀部『米穀要覧』(昭和8年)。

それゆえまた同時に、県営検査を農商務大臣の認可制とする一方、手数料の徴収に根拠を与える省令「重要物産ノ検査手数料ニ関スル件」と、検査業務一般に関する次官通牒「重要物産ノ検査ニ関スル件」がこの年に発せられる⁽⁶⁾。各府県の県営検査、殊に生産検査はこの省令を受けて開始されたと言える。事実、第3表に立ち戻るならば、明治43年以前の県営生産検査は8県にとどまり、この年から大正4年(1915)までの6年間に、それは一気に25県にまで増加するのである。

更にまたこの明治43年(1910)は、生産調査会が設置され、「主要穀物ノ増

収及改良ニ関スル件」の諮問がなされた年でもあった。この諮問の背景には、すでに述べた日露戦後農政の課題があったことはいうまでもないが、ここでは、「明治70年における米穀需給の推定」という国民食糧の長期見通しが初めて検討されたという意味で、わが国の食糧政策史上メモリアルなものであった⁽⁷⁾。そしてここでもまた、国民食糧確保のための基本方策として、耕地整理や開墾、栽培法の改善と共に第3として、「品質及取引上ノ改良其ノ他」が協議され、「穀物ノ品質及取引上ノ改良ニ関シテハ既往ノ方針ヲ続行⁽⁸⁾」することが確認されたのである。

わが国における食糧政策は、この生産調査会の答申を受け、大正元年（1912）の第30議会における外米輸入関税存続、植民地米移入税廃止をもって明確に「植民地を含めての『食糧の独立』＝自給政策⁽⁹⁾」として成立を見た。それは明治40年（1907）恐慌を背景に起こってくる初期社会主義運動や、戦争準備、正貨流出阻止等々といった様々な国家的課題に基づいていたが、ともかくそこでは生産調査会答申に基づく内地米の増大及び品質・取引の改良を1つの課題としていたのであり、県営検査の普及もその一部分をなしていたのである。明治末に県営検査が普及することの意味は、この点を離れては評価しえないであろう。

しかし、それにもかかわらず、その農商務省による県営検査の普及は法律によるのではなく、省令と行政指導によるものであった点もまた見逃されてはならない。石黒忠篤はそれを以下のように回顧している。

「この省令ではいけないから、国の法律を出してくれという要求がありました。これは中々やかましく、省令自体が憲法違反だという議論であります。何故ならば自分の作ったものを売るために、検査をして、それで等級づけられて、そのために価格が決められ等外のものには売れないということは、所有権の制限ということになって、自由を束縛する、こういう議論で、これは非常にやかましく、農産課関係のやかましい法律論になった事件であります⁽¹⁰⁾」

つまり、曲りなりにも資本主義的経済体制をとる以上、売買の自由に抵触す

る検査の強制を法律という国家規範とすることはできず⁽¹¹⁾、それはあくまで行政指導として、しかも県という小宇宙における、「公共の利益」の達成という名分の下に諸利害が調整されることによって、県を中心として進められることになったのである⁽¹²⁾。そしてこのように、県経済の利益という点に大義名分が置かれて県営検査が普及されたところこそ、後の激しい産地間競争の過程で県営検査が問題となってくる根拠があった。それはともかく、このような「公共性」を名分とするものであった以上、県営検査がある特定の個人や階層に利する不公正なものであっては、それが制度として定着し、効果を挙げることを期待すべくもない⁽¹³⁾。つまり検査はあくまで市場取引から独立した第三者的な「中立機関」たることが求められざるをえないのである。

しかし、実際上の生産検査の強制は、改良の負担は小作人に、改良の利益は地主に帰属するものとなることは、まさに誰の目にも明らかであった。しかし時はあたかも、戊申詔書（明治41年、1908）が発布され、国家が一丸となって臥薪嘗胆し、不況を耐え忍ぶことが課題とされていた。その意味でも、地主小作間に紛争の種を播き、農村秩序を紊乱させるようなことは、絶対避けねばならない。ここに地主小作問題が県営検査の普及における最大の矛盾と困難を形作ることになったのである。

注(1) 日本食糧協会編『大日本米穀会史』（日本食糧協会、昭和33年）、1頁、および171頁。このほか決議では鉄道運賃率の一定化、貨車の配給、斗楯の形、材料の統一、俵装改良、一俵容量の四斗への統一、等々が提起されており、裏返せばそれらが未だ区々バラバラだったことを示している。

(2) 大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第6巻（三省堂、昭和3年）、1,053頁。またその委員会審議では、「政府委員も大体に同意を表しました」（1,095頁）とある。

(3) 以上のような日露戦後の日本資本主義の課題から見た農政の展開については、『農林水産省百年史』編纂委員会編『農林水産省百年史』上巻（『農林水産省百年史』刊行会、昭和54年）の第2章第7節「日露戦後経営と農政」（持田恵三稿）を参照。

(4) その協議事項については、児玉、前掲書、「附録」1～4頁。しかしその焦点は当然次のように、商品としての米の最低規準の統一であった。「別項米穀改良会議の議題に上りたる米穀の検査は産米改良上最も必要なるものなるを以て之れを検査

- 統一に関し協議を重ねたる結果、第一米の乾燥調整を善良にし、異種混合を止めしむる事、第二俵装を堅固にして且つ之を一定ならしむる事、第三容量を一定する事、第四品位に随ひ等級を区別し米の品位を改善する事としたれば右に基き各県連絡を取り検査の統一を図る筈なる」(『東京経済雑誌』第61巻1538号、明治43年)、26頁。
- (5) 『大日本農会報』第346号(明治43年5月)、42頁。
- (6) 日本食糧協会編『戦前における歴代内閣の米穀食糧行政(一)』(昭和52年)、142～144頁。
- (7) 前掲『農林水産省百年史』、持田恵三稿を参照。
- (8) 太田嘉作『明治大正昭和米価政策史』(図書刊行会、昭和52年)、206頁。
- (9) 持田恵三「食糧政策の成立過程(一)」(『農業総合研究』第8巻第2号、昭和29年)、244頁。もちろん、米騒動を契機として、食糧問題が体制安定と直結し、米穀法(大正11年、1922)のような市場制度が作られてゆく第1次大戦後の食糧政策に比較すれば、成立といってもこの期の食糧政策は未だプリミティブではあったが、それは世界資本主義の帝国主義段階への移行に対応するものであり、その方向性が以後も堅持されてゆくという意味では成立といってよいものであった。
- (10) 前掲『日本農業発達史』第5巻、361頁。なおその原典は、「石黒忠篤講演」(『農産課三八会五十年記念行事録』所収)とされている。
- (11) すでに明治38年の第21帝国議会では、政府が提出した検査の強制条項を含む「生糸検査法案」が、各方面から私権侵害の糾弾を受け、否決されていたのであった。「生糸検査法案に就て」(『東京経済雑誌』第53巻第1323号、明治39年)、34～36頁を参照。
- (12) 山形県では、国の生産調査会に呼応して山形県生産調査会を作り、そこで産米検査を以下のように県経済の問題と位置づけている。「本県産米ハ乾燥不良、調製粗雑ナルヲ以テ搗耗リ歩合、貯蔵中ノ減米量及碎米甚タ多ク其ノ損害十数万石ニ達シ俵造不良ノ結果ニ由ル漏米ノ量二三万石ニ及フヘシ故ニ産米検査ノ方法ニ依リテ是等ノ改善ヲ計ラハ前者ニ於テ八万余石後者ニ於テ二万石余ヲ利スルノミナラス同時ニ取引ノ便ヲ得輸出米ノ價格ヲ高メ得ルヲ以テ左ノ如ク百四十一万六千六百五十円ノ利益ヲ得ヘシ」(山形県『山形県生産調査』、印刷年不明、山形県県史編纂室所蔵)。
- (13) すなわち、先に引用した米穀改良に関する協議会の農商務大臣の訓示は続けて、
「然りと雖ども米穀改良の事業たる本邦経済上並に社会上關係する所甚大なるものあるを以て之が経営の方針は常に公明正大奇も目前の毀善褒貶に迷ふことなく大局に鑑みて根本を誤ることなからんことを望む」(傍点——玉、前掲『大日本農会報』第346号、42頁)と述べている。

(3) 県営検査と小作人保護奨励施策

事実、先の生産調査会の答申書においては、品質および取引上の改良の冒頭に、「小作人奨励方法ノ実施」として以下のごとく述べられていた。

「元来我国ノ小作料ハ米ノ容量ニ依リ定ラレル習慣ナルヲ以テ改良事業ノ実施ニ伴ヒ地主ニ納付スル小作米ノ品位ヲ高メント欲セハ之ニ伴フ容量ノ減少品質ノ改善労費ノ増加等ニ関シ地主ニ於テ奨励米ノ交付其ノ他小作人奨励ニ関スル相当ノ方法ヲ設ケシムルノ必要アリ故ニ将来一層此点ニ意ヲ注キ深ク地方ノ実況ニ鑑ミ地主小作人間ノ調和ヲ保チ殊ニ産米検査ヲ行フ場合ニハ必ス小作人奨励ノ方法ヲ設ケシメ以テ乾燥調整方法ノ進歩ト穀物検査事業ノ普及ヲ図ランコトヲ期ス⁽¹⁾」

そしてまた、それを受けた農商務省による「答申書提出後における主要穀物の増収及び改良に関する施設⁽²⁾」でも、農商務省側の対応が以下のように述べられている。

「米穀検査施行に伴ふ地主、小作人間に於ける利益の分配に就ては常に注意を怠らず明治四十三年府県検査所長会議に於ては本省大臣より特に此点に関し訓示を与へ其後詳細注意する所ありたり且つ本省より米穀検査事業監督の爲め当該官使を府県に派遣する場合には是等の点に付き特に留意せしめ尚地方当局者に対し其都度注意を与へつつあり而して各検査施行地の実際を見るに地主、小作人間の調和円満なるにあらざれば到底良好の成績を挙げ難きを以て地方長官も亦特に此の点に関し意を用いつつあり、尚新に検査を開始せむとする府県に対しては地主、小作人間の調和を計り且利益の分配を公平ならしむるの計画を定めしめ而して後始めて認可を与へるの方針を採りつつあり⁽³⁾」（傍点——玉）

それでは具体的に、地方当局によってなされた地主小作間の利益公平を計る施設は何かといえば、それは地主を地主会に組織し、そこで小作人保護奨励方法、すなわち産米検査の等級に対応する奨励米の給付その他を協定せしめることではほぼ全国共通していた。いくつか事例として上げれば以下のごとくである。

「地主ノ小作人ニ対スル保護奨励ニ関シテハ米穀検査施行ニ先チ郡市長ニ

諮問シ地主会々則準則ト共ニ小作者保護奨励規程準則ヲ一定シ努メテ小作者ノ奨励率ヲ一途ニ出テシメム……」(茨城県)

「本県ハ大正五年度産米検査ノ実施ニ伴ヒ小作人保護奨励準則ヲ発布シ地主及郡地主会ヲ督励シ之カ実行ヲ期シツヽアリ」(青森県)

「本県ニ於テハ米穀検査事業開始ト同時ニ地主会規約準則ヲ配布シ之カ組織ヲ奨励セシニ村ノ多クハ此方法ニ準シ夫々土地ノ事情ヲ参酌シテ村ニ適當ナル地主会ヲ設置シ同会ノ主催又ハ村農会ト聯合主催ニテ小作米品評会ヲ開キ米ノ等級ニ依リ賞品ヲ給与ン特ニ改良ノ成績顕著ナルモノニ対シテハ表彰スル等両者間ノ融和ヲ図リツヽアリ」(鹿児島県)⁽⁴⁾

この地主会の奨励は、地主の不耕作化、寄生化が進んだ明治30年代に初めて提起され、日露戦後の地方改良運動にも位置づけられるが、それは明らかに地主を農事改良主体に引き戻すことを意図したものであり、したがって対抗的性質のものではなく農事の改良、小作人の保護奨励、地主相互の親睦等を目的とするものであった⁽⁵⁾。しかし第6表でも明らかのように、その組織化は遅

第6表 地区別に見た地主組合の設立数

	明20以前	明21~40	明41~大1	大2~6	大7~10
北海道	-	-	2	20	* 9
東北	1	4	*** 35	** 8	* 7
関東	-	4	** 363	***110	* 13
北陸	2	* 3	*** 32	19	9
東山・東海	2	* 36	* 32	26	* 30
近畿	2	3	** 7	** 24	* 33
中国	2	** 6	* 21	29	12
四国	-	* 2	* 3	* 4	1
九州	-	* 4	****12	* 15	21
計	9	62	507	235	130

注(1) 農商務省農務課『本邦ニ於ケル農業団体ニ関スル調査』(大正13年), 74~78頁。

(3) *はその期間に県営検査を開始した県の数を示しており、第3表と対応する。なお、生産、移出検査の施行年が異なる場合は、生産検査施行年をとった。

(2) 関東が異常に多いのは、茨城県に規定されるものであり、明治41~大正1年間の茨城1県で238に達する。

々としたものであり、明治41年(1908)以降、米穀県営検査の普及と並行して、小作人奨励施設としてはじめて組織化が進むのである⁽⁶⁾。しかも、東日本に多いといった地域性と共に県ごとにも数の差が大きく、そこからその組織化には県の方針が強く作用していたことがうかがわれるのである。

とはいえ、県営検査の施行が県当局によって、一方的になされたものではなく、かなり慎重な手続きを踏む形で実施に移されていることも、注目される必要がある。全国初の大分県の場合も「県に於ても重要取引市場を調査し或は県下の主なる実業家を招集し勸業諮問会を開きて意見を徴する等種々調査考究⁽⁷⁾」されているが、こうした諮問会の開催はほぼどの県の場合にも共通している。

そして中でも地主小作間の利益の分配には、一番の神経が使われている。山形県を例にとれば、「県が移出米検査の実施にあたって、最も意を注いだのは地主対小作人の融和についてであって⁽⁸⁾」、県営検査開始の前年にあたる明治43年(1910)に、県は所有地価1万円以上の地主、農業篤志家を招集して諮問会を開催し、知事が直接訓示して「移出米検査が成功するか否かは、実に地主の協力の如何によるものであるとし、この検査の施行によって最も利益を受けるのは地主であるから、地主は小作人に対し、相当の奨励策を講ずるよう要請⁽⁹⁾」している。その上で県は地主会を柱とする具体的な小作人保護奨励策を樹て、その当否を県農会に諮問し、県農会の支持決議を受けて、それを「小作人保護奨励の告諭」、「小作人保護奨励の訓令」として発布する。米穀輸出検査規則が発布されたのは翌44年(1911)であるが、同時に「検査施行ニ関スル告諭」を発し、そこでも当業者は「一層業務ニ精励シテ産米ノ改良ヲ図リ、県下福利ノ増進ニ努ムベク、特ニ地主及小作人ハ互ニ相和衷協同シ、又地主ハ小作人保護奨励ニ関スル客年告諭第二号ノ趣旨ヲ実践スルコトニ努ムベシ⁽¹⁰⁾」と結ばれている。しかしそれでもまだ十分に実行されていないと見て、県は翌大正元年(1912)内務部長名を以って、検査実施地の各郡市長に対し、検査によって生ずる利益と経費を計算の上1等米20銭、2等米12銭、3等米5銭(包装材料全部地主負担の場合)とまで明示して、「本年新穀出廻後御部内地主ニ

於テ受檢ノ際ハ其ノ利益ヲ適當ニ小作人ニモ分配相成様十分御督使相成度⁽¹¹⁾指示しているのである。

このことから見ても、農商務省だけでなく地方庁もまた米穀県営検査の施行が、地主小作間の紛争となり農村秩序が動揺することを極力回避しようとしていたことは明らかであろう。もちろん、それはすでに寄生化してしまった地主を再び温情主義的な施策で捉えようとする点で、矛盾を内蔵するものであった。実際、明治44年(1911)に帝国農会が行なった「町村農会の活動不振の理由に関する調査」を見れば、その理由の第1は、「大地主往々冷淡なること」、第4に「地主が往々小作人の利益保護に努めざるものあること」とされており⁽¹²⁾、地主会の任意の申し合わせで奨励米の補給等がどの程度一般になされたものであったかは疑問である。それゆえにこそ、西日本を中心に、米穀検査施行を原因とする小作争議が発生してくるのである。

注(1) 本文は太田、前掲書、206~208頁。なお下線部分は、特別委員会の審議中に原案に付け加わったところで、その付加の理由を特別委員長曾我祐準は次のように述べている。「之は、小作人として良い米を収めしむるようには、それを償うところの相当の費用を弁ずる、即ち、小作人を奨励する法を設けなければならぬという事が最も主なる趣意で、此の修正を致しました。」(日本食糧協会、前掲書、108頁。原典は『生産調査会録事』(2)、11~20頁)。

(2) 『帝国農会報』第2巻第12号(大正元年12月)、22~26頁。

(3) 同上、26頁。

(4) 宮城県内務部『小作人保護奨励=関スル施設事例』(大正6年)、10、13、70頁。同資料によれば、ほとんどの県が、「地主会会則」や「地主会規約」を県自らが作り、公示している。

(5) 宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党(-)」(『国家学会雑誌』第93巻第7・8号、昭和55年)、35~36頁。

(6) 農商務省農務局『本邦ニ於ケル農業団体=関スル調査』(大正13年)には以下のようにある。「地主団体ノ大部分ハ主トシテ農業ノ改良発達、農村ノ改善及米穀検査ノ施行ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ設立セラレタルモノニシテ從ツテ其ノ発達ハ小作人団体ノ夫ニ比シテ古ク小作問題勃発以前即チ明治四十一年ヨリ大正六年ニ至ル間ニ顯著ナルヲ見ルナリ」(1頁)。

(7) 児玉、前掲書、130頁。

(8)(9) 山形県産米改良協会連合会『山形県米穀流通経済史』(昭和33年)、137頁。

(10) 同上, 154 頁。

(11) 同上, 191 頁。そこでの利益と経費の計算とは、まず利益は検査後 1 石当たり 80 銭から 1 円高価となったことに基づき、1 俵につき少額に見積って 25 銭(a)とし、一方経費は俵材料費を 7 銭 3 厘(b)、俵装賃金および検査料 8 銭(c)、合計 15 銭 3 厘(d)とする。これに基づき、甲、地主が(b)(c)すべてを負担する場合、乙、地主が(c)のみを負担する場合に分け、差引純利益は、甲約 10 銭、乙約 17 銭として、これを地主小作間で折半することによって、3 等米奨励金を 5 銭と 10 銭と計算している。乙の方が分配率が高いのは、その形態を奨励する意とも読める。よって結果は

	1 等米	2 等米	3 等米
甲	20 銭	12 銭	5 銭
乙	25 銭	18 銭	10 銭

なお、それには更に、他府県での実施例が第 7 表のような形で付記されている。前掲『山形県米穀流通経済史』, 190~194 頁。

第 7 表 奨励米の実施例(大正元年, 1912 年)

県名	米の種類	1 俵当り奨励額	実行歩合
香川	合格米	米 2 升	100%
福井	甲合格米 乙合格米 乙合格下	2 升又は 15 銭 1 升 5 合又は 10 銭 1 升又は 5 銭	100%
兵庫	合格米	1 升	95%
秋田	一等米 二等米	15 銭 10 銭	65%
富山	上合格米	1 升又は 12 銭	30%
鹿兒島	一等米 二等米 三等米 四等米 五等米	3 升 5 合 3 升 2 升 5 合 2 升 1 升 5 合	100%
石川	一等米 二等米 三等米	5 升 3 升 2 升	40%
岡山	合格米	2 升	96%

注. 山形県産米改良協会連合会『山形県米穀流通経済史』(昭和 33 年), 193~194 頁。

(12) 『帝国農会報』第1巻第11号(明治44年), 8頁

(4) 米穀検査をめぐる小作争議と小作慣行

以上のことから、米穀検査をめぐる小作争議は、まずは小作人の負担増に対する奨励米をめぐって発生することになった。岡山県は県営検査施行が農商務省が検査行政に本格的に乗り出すよりもかなり早かったこともあって、最も初期の事例を提供している。すなわち、「本県ニ於テハ明治三十六年米穀検査ヲ実施シ、産米及俵装ノ改良ヲ図レル結果、小作人ノ労費増加セルニ鑑ミ、一般地主ハ奨励金穀ヲ給与セリト雖モ、地方ニヨリ地主ニヨリテハ、従来ノ小作料ノ低廉ナルヲ口実トシ、全ク給与セザルアリ、給与スルモ其額極メテ少キアリ、為メニ之が支給又ハ増額ヲ要求スル問題ハ、屢々発生シ、恰モ米穀検査ノ実施ハ地主小作両者ノ利害ニ関シ、適好ナル紛争ノ口実ヲ与ヘタル感アリ⁽¹⁾」と。

具体的には、明治40年(1907)小田郡大井村大字西大戸部落と明治44年(1911)小田郡小田村での費用増加に対する小作料減額ないし奨励米給与を要求する争議が報告されており、前者は双方相譲らず、小作人は土地返還同盟を作り、地主もまた労働者を雇って自作しようとして衝突し、刑事問題にまでなっている。ただ、前者は互譲協定にて、後者は玄米1石につき5升の奨励米の支給で比較的早期に結着を見ている⁽²⁾。

兵庫県でもそうした紛争は「毎年収穫時期ニ於テ始終惹起スル状況⁽³⁾」とあるが、これらは結局、地主と小作の関係は人格的關係も含めて、郡レベルであっても一率に捉えがたいものであったことが第1である。第2には本当に公平な奨励米の量率も客観的に計算されうるものではなかったからである。実際、地主と小作の間では全く利害が対立するのであるから、奨励米の量率も力關係に左右され易く、それがぶつかるときには容易に結着を見ない。こうして「協定を当事者のみに任すことは種々の弊害を生ずる虞あるを以て此所に直接利害關係を有せざる第三者を介在せしめて其の調停⁽⁴⁾」が行なわれることになる。

明治40年(1907)福井県南条郡湯尾村湯尾で発生した奨励米を要求する争議も、「郡長及警察署長カ仲裁ノ勞ヲ採リ結局地主カ全要求ヲ容ルルコトニ依リ

テ解決セリ⁽⁵⁾」とある。また明治44年(1911)に広島県蘆品郡常金丸村で起きた奨励米をめぐる小作争議も、経過は若干複雑だが、「茲ニ於テ内田村長ハ右協定ノ事項ヲ小作人及地主ニ示シタル処両者共村長ノ仲裁条件ニ異議ナク賛成シ紛争全ク終決ヲ告ケタリ⁽⁶⁾」とある。

しかし、このことは決して奨励米の実現によって、地主小作間で米穀検査による負担と利益の公平が計られたことを意味するものではない。事実、児王完次郎の厳密なる試算によれば⁽⁷⁾、3等米でいってもそれは1石につき5升なければならぬが、金丸村の場合は2等米で1升5合、1等米でやっと3升到過ぎない。しかも4等、5等の場合にはそれぞれ1升、2升5合の罰米をとられるといったものなのである⁽⁸⁾。それゆえ「本紛争以来小作人ハ自己ノ正当ナル利益主張ヲナスコトヲ怠ラス地主ニ向テ奨励米ノ増加ヲ要求セリ⁽⁹⁾」という状態が続き、その結果また「以来村長内田氏ハ地主ノ意見ヲ重スルト同時ニ小作人ノ要求ヲモヨク容レ極力之カ協調ニ努メ奨励米ノ如キモ可成小作人側ノ利益ナル様ニ改正ヲナシ今日ニ於テハ地主小作人間ニテ紛争ヲ見ルコトナシ唯一部地主ハ村長カ極端ニ小作人ヲ擁護スルモノナリトナシ面白ク思ハサルモノアリト言フ⁽¹⁰⁾」。

奨励米とはこのように決して客観的なものではなく、利害対立を紛争化させないためのものであり、「仲裁者」の行動もそこに規定された秩序維持的なものであったといわねばならない。ともかく、こうした上からと下からの双方相まって、奨励米の給与という新しい小作慣行が米穀検査と共に形成されたのである。すなわち、大正元年(1912)の小作慣行調査は、「産米検査カ小作慣行ニ及ホセル影響」として、以下の4点を指摘している。

- (1) 小作米品質ノ標準定レルコト
- (2) 従来区々ナリシ一俵ノ容量及俵装ノ方法一定セルコト
- (3) 「口米」「込米」「サシ米」等ノ慣行無キニ至リタルコト
- (4) 米製俵改良ノ報償トシテ多クノ地方ニ於テハ小作米ノ検査等級ニ応シ奨励米又ハ奨励金ヲ交付スル新慣行起リタルコト⁽¹¹⁾

更に、大正10年(1921)の小作慣行調査でも、第8表のように極めて詳細な

第8表 奨励米交付および罰米徴収地主割合（大正10年小作慣行調査）

（単位：%）

道府県	強制の別	奨励米交付地主割合	罰米徴収地主割合	道府県	強制の別	奨励米交付地主割合	罰米徴収地主割合
北海道	強	大部分	大部分	大阪	強	82	4
青森	強	55	3	兵庫	強	90	欠記載
宮城	強	22	0	和歌山	強	35	0
秋田	強	82	66	鳥取	(移)	65	65
山形	任	100	0	島根	(移)	100	0
福島	強	97	0	岡山	強	95	0
茨城	半強	77	稀	広島	任	極メテ稀	極メテ稀
栃木	強	87	稀	山口	強	25	稀
群馬	強	95	稀	徳島	強	90	10
千葉	強	90	20	香川	強	殆ト全部	0
神奈川	強	99	0	愛媛	強	95	10
新潟	強	90	40	福岡	強	65	0
石川	強	88	35	佐賀	任	18	2
福井	強	45	10	長崎	(移)	85	20
岐阜	強	100	稀	熊本	(移)	60	30
愛知	強	60	3	大分	強	27	0
三重	強	90	5	宮崎	強	66	52
滋賀	強	80	18	鹿児島	強	30	10
京都	強	97	6				

注(1) 強制任意別欄で(移)とあるのは、移出検査のみで生産検査なしを意味する。

(2) 県営検査が施行されていない県、および記載欠落の埼玉、富山、奈良を除く。

(3) 農地制度資料集成編纂委員会『農地制度資料集成』第1巻（御茶の水書房、昭和45年）、465～472頁。

調査が行なわれ、「小作米ノ納入ニ関シテ地主カ検査スルノ手数ヲ省キ得タルモノ（北海道、大阪、兵庫、群馬、千葉、愛知、秋田、石川、山口、徳島、福岡、熊本）」「従来徴収シ居リタル込米ノ類ヲ廃止スルニ至リシモノ（大阪、愛媛、兵庫、愛知、滋賀、三重、岐阜、島根、茨城、青森ニ其例アリ）等アリテ一般的ニハ小作米ノ容量及ビ品質等ニ就キテノ地主、小作者間ノ紛議ヲ防キ其ノ統一ヲ見ルニ至レリ」（傍点——玉）と指摘されている。まさに、奨励米がどの程度本来の意味での負担と利益の公平な分配になったかは別として、地主小作人間の利害対立を紛争化させない程度までの調整作用を果たしているのである。

更に、これまで脱漏を見越して慣行化されていた込米の廃止は小作料減額を

も意味するものであった。このため「大阪、愛媛（以上一般的）、並京都、新潟、三重、滋賀、岐阜、岩手、島根、岡山、徳島、香川、大分（以上一少部分）ノ諸府県⁽¹²⁾」においては、「込米ノ廃止ヲ考慮シテ奨励米ノ分量ヲ定メタル⁽¹³⁾」という妥協的対応がなされているが、他の府県は両者は無関係に決められ、そのために新潟、岐阜等ではこの込米をめぐる大きな争議が発生している。新潟ではこの込米をめぐる小作人協会が設立され、その活動が後まで継続されてゆくことになるし⁽¹⁴⁾、また岐阜でも生産検査開始の大正6年（1917）以降、込米撤廃闘争が第1次大戦後の小作争議に連続してゆくのである⁽¹⁵⁾。そしてそれは明らかに地主側が「込米ヲ廃止スレハ次ニハ小作料ノ減免ヲ要求スルニ至ル⁽¹⁶⁾」ことを恐れ強く抵抗したからである。しかしそれにもかかわらず、込米は撤廃の方向へ向かってゆくのである。

このように見ても、県営検査の普及は奨励米という新しい小作慣行を創り出し、検査をめぐる地主小作間の利害対立を調整していっただけではなく、地方によって区々であった小作慣行自体をも商品経済の進展に一定程度見合うものへと全国的に平準化させてゆく作用も果たしたのであった。そしてそうした関係が作り出されてゆくことによって、米穀県営検査も1つの市場制度として社会的に定着してゆくことが出来たのである。

もちろん、一旦寄生化した地主を再び温情的たらしめようとしてもそれは無理であり、地主会の活動は大正中期ともなれば全国的に「有名無実ノ状態⁽¹⁷⁾」となり、また「（奨励米補給米ノ交付アルモ未タ充分ニ之ヲ補ハス）小作人カ小作料ノ減額ヲ要求スルニ至レル地方」も常にあった。そのような意味でも、米穀検査をめぐる地主小作間の利害の調整は、常に再調整を必要なものとして、行政の前に突きつけられていたものといえることができる。

そしてそうであったがゆえに、米穀商から早期に提起され⁽¹⁸⁾、明治43年（1910）の米穀改良に関する協議会でも論議された⁽¹⁹⁾玄米の重量取引とそのため重量検査は実施に移しようのないものであった。なぜならそれが合理的であることは自明であっても、その実施は容量をもってする小作料の納入に大変革をもたらす、更に広範な紛争の種を播くことになってしまうからである。

重量取引と重量検査はその後も問題となり続けるが、それが達成されるのは、第2次大戦下の国営検査においてであった。

- 注(1) 岡山県内務部『小作争議ノ沿革及現況』(大正13年), 4頁。
- (2) 同上, 3~4頁。
- (3) 農商務省農務局『小作争議ニ関スル調査 其ノ一』(大正11年), 24頁。
- (4) 児玉, 前掲書, 436頁。
- (5) 前掲, 『小作争議ニ関スル調査 其ノ一』, 225頁。
- (6) 同上, 336頁。
- (7) 児玉, 前掲書, 428~436頁。これはきわめて厳密なるものだが, その分仮定も多く, どの程度の妥当性をもつかはわからない。奨励米とはそのように地域や生産条件等々で千差万別の因子を総合したものであったのである。
- (8) 前掲, 『小作争議ニ関スル調査 其ノ一』, 335頁。
- (9) 同上, 337頁。
- (10) 同上。なお, この事例は, 田中学, 前掲稿が詳しく分析している。田中氏はその性格として, 小作慣行や小作料そのものを変更しようという積極的なものではなく, 負担増大をはねかえすことを目的とした防衛的, 自然発生的なものであったこと。比較的早期に結着を見ているが, とまかく一定の成果を獲得したことで, 小作人の権利意識が著しく助長されたこと。また特に県当局が奨励米給与を勧告していたことが, 小作農に大義名分を与えたこと等を指摘している(160~170頁)。
- (11) 農地制度資料集成編纂委員会『農地制度資料集成』第1巻(御茶の水書房, 昭和45年), 136頁。
- (12)(13) 同上, 473頁。
- (14) この点についても, 田中, 前掲稿に分析がある。164~170頁を参照。
- (15) この岐阜県における込米撤廃闘争については, 最近の研究として, 森武彦編『近代農民運動と支配体制』(柏書房, 昭和60年)第1章を参照。
- (16) 同上, 19頁。なおその原典は, 農商務事務次官小平権一『岐阜県下ニ於ケル小作紛争ニ関スル調査復命書』(大正10年)である。
- (17) 「本県ニ於テハ明治四十年穀物検査規則発布ノ当時小作奨励米ヲ一定スルノ要アリ各郡地主会ヲ設置セシカ当時目的ヲ達成シ現今ニテハ有名無実ノ状態ナリ」(前掲, 『小作争議ニ関スル調査 其ノ一』, 361頁)。また大正中期には, 小作争議が激しくなって, 以下のように地主会を奨励すること自体ができなくなり, 地主小作双方を含む協調組合の奨励へと政策はシフトしてゆく。「従来本県当局ハ地主会ノ設立ヲ奨励セシモ現今ノ趨勢ヨリ観察スルトキハ斯クノ如ク地主会等ト称スル對抗的ノモノヲ作ルハ宜シカラサルヲ以テ将来ハ斯クノ如キ名サヘセ避ケ地主小作人ノ混合組合ヲ作ルコト」(同上, 230頁)。

なお、協調会『最近の社会運動』（協調会、昭和5年）378頁以下も参照。

- (18) 容量は手加減しないで量目に多少を生じ、検査にあたっては開俵を必要として煩わしきことこの上もなかった。そのため大日本米穀会は早くも明治42年(1909)の大会で重量取引を主張し、以後一貫して運動を続けてゆく（前掲、『大日本米穀会史』、21頁）。
- (19) この協議会の協議項目には、「米穀重量取引ノ利害及若シ重量取引ヲ利トセハ其ノ実施方法」がある（児玉、前掲書、「付録」、2頁）。また生産調査会答申書にも、「漸次実績ヲ挙タル為ニ適宜誘導ノ方法ヲ講セントス」という項目に、「樹量受渡ヲ重量受渡ニ改ムルコト」があった（太田、前掲書、208頁）。

4. 小 括

大正4年(1915)に農商務省は第2回米穀改良に関する協議会を開催する。当時すでに「府県又は同業組合の事業として米穀の検査を行うもの三十二府県の多きに達し、旧態を一新する」に至っていた。しかし、前年に始まった第1次大戦は、消費制限にまで至ったドイツの例を待つまでもなく、「本邦国民の最大食糧品たる」米の生産が、「一朝有事に際しては国家の持久力とも密接なる関係を有すること」を改めて政府に痛感させ、なお「一層米穀生産の改良発達を図ると同時に、収穫後に於ける腐敗、虫害及脱漏等に依る減損を防止し、食糧品の充実を計る⁽¹⁾」必要を要求していたのである。

そしてそれは、県営という形で普及した米穀検査をより強固に定着化させるということにほかならない⁽²⁾。それゆえここでも特に注意すべきこととして、「補償米の交付」について農務局長は次のように述べていたのである。

「米穀改良事業に依って生ずる利益を地主及小作者間に公平に分配せしむるは、本事業の施行上一日も忽にすべからざる事項たり、此の点に関しては各地方共相当注意せらるることを疑わずと雖、今後一層の注意あらんことを望む⁽³⁾」

更に、「産米の声価を博せむが為検査員に於て品質を偏重し、経済上有利なる品種を排斥するが如き弊なきや⁽⁴⁾」ともあり、検査があくまで増産という国家の食糧政策からはずれることのないよう注意を行なっているのである。

さて、第2章で見たように、明治中期までの米穀検査は明治20年代の改良組合にしても、30年代の同業組合にしてもあくまで「自治的」性格のものであった。それは最初に米穀検査を要請したものが、貢米制度の廃止の結果起こってきた粗悪米の氾濫だったという意味で、行政が検査を行なうことは、封建的諸制限を撤廃し、自由な商品流通を原則とする資本主義社会を建設するという明治政府の政策に逆行するものとして忌避されたからである。しかし、米質の粗悪化、市場声価の下落は、地域の経済にとって重大な影響を与えるものであった。それゆえ、政府の殖産興業政策を受けつつ、名望家的な手作り地主層の指導的活動に依拠する形で地方庁が推進しようとしたのが改良組合だったのである。しかし、商品経済の発展は手作り地主層の寄生化を進め、また殖産興業政策をもより自由放任的に転換させることによって、滋賀県と山口県を除いては改良組合による検査は定着することはなかった。明治30年以降は、米商人による同業組合検査が米輸出産地で展開を見たが、これは生産者を含むものでないという意味で産米改良の面で始めから限界をもつものだったのである。

一方で明治30年代に米の消費量は急激に増大し、それに伴って流通量も増大しただけではなく、市場における産地間の競争も激しくなっていた。米穀県営検査は、直接的にはこうした競争の進展に県の勸業行政が応えようとしたものであった。しかもその効果が市場価格の上昇となって歴然と現われることによって、他の府県にも対応を迫るものだったのである。しかし、それが市場制度としての根拠と規準をもって普及されてゆくのは、明治43(1910)年の農商務省令以降のことであった。それは県営検査の普及が、流通過程上での減耗を削減することによって、正貨流出の一大要因となりつつあった外米輸入の縮減に貢献するものと位置づけられたからであった。つまり、県営検査は、植民地を含めた帝国内自給化という形でこの頃成立を見せる食糧政策の一環として普及されることになったのである。

このような意味において、県営検査の歴史的な性格を従来のように、地方庁が地主の利害に立って推進したものとすることはできない。なぜなら、それがそのまま施行されれば小作人には負担増を、地主には利益をもたらすことは誰の

目にも明らかであって、それは「徒に農民の恨を招くのみにして、其の効果を収むること能わざる⁽⁵⁾」ことも、これまた自明だったからである。こうして奨励米を柱とする小作人保護奨励が政府によっても、地方庁によっても、県営検査実施のための条件として地主に対して指導されていったのであった。もちろん、地主の力が未だ強い当時であっては、米穀検査の結果が相対的に地主有利に作用したであろうことは充分考えられる。またそれだからこそ、米穀検査をめぐる小作争議も発生してきたのであった。しかし、地方当局はこれまで言われてきたように、それを権力的に弾圧したのではなく、むしろ奨励米という新しい小作慣行をより徹底させ、またその量率を地主小作間で紛争が起きない程度にまで調整することによって⁽⁶⁾、その市場制度としての「公共性」と「中立性」を確保していったのであった。そうであったからこそ、県営検査は市場制度として社会的に定着することもでき、乾燥、俵装改良をはじめとする産米改良と流通減耗の削減、取引の円滑化といった市場経済的機能を発揮し、そのことによって国家的、体制的利害に立つ食糧政策の一翼を担うこともできたのである。

ただし、県営検査はそのような国家的意義のものであったにもかかわらず、政府が直接法律によって制度化したものではなく、あくまで各道府県が自県経済の利益を大義名分として、県単位で制度化されていったものであった。それはこの段階でも未だ「自由売買」という市場原則が、政府が直接前面に出ることを許さなかったからである。しかし、ここに次の段階における問題が孕まれていた。なぜなら、県営検査が食糧政策に沿って機能してゆくためには、その検査内容が統一化の方向へ向かうものでなければならない。実際、大正末まではその方向で整備が進み、それが第1次大戦後の米穀市場における東西二大ブロック化の下での銘柄等級制の確立の物質的条件となったのであった。しかし銘柄等級制の確立は、銘柄競争を促し、とりわけ植民地米の進出が、各県を単位とする産米改良競争を熾烈なものとして県営検査は各県の産米改良と製品差別化のための手段として再び統一性を失ってゆくだけでなく、自虐的なまでの厳格化を進めることになる。一方、米穀統制のための市場の制度化と組織化を

進めつつあった政府にとっては、銘柄競争は米穀統制を乱すものとして、銘柄整理が緊急課題となり、ここに国営検査が政策プランに登場することになるのである。しかるに、結局のところそれが戦時統制の一環としての食糧管理制度の一部分に、統制品の収納検査としてしか達成されなかったのはなぜか、その解明が続稿の課題となるだろう。

- 注(1) 以上の引用は、協議会における道家農務局長開会の辞（日本食糧協会『戦前における歴代内閣の米穀・食糧政策(二)』、昭和53年、348頁）。
- (2) 事実この段階では未だ渠管検査は完全に定着したものとはいえなかった。例えば、福岡県の場合は、明治44年（1911）に施行されるが、「生産検査は実施間際に於て検査の程度峻酷に失するなきやの疑懼を懐く反動的団体醸成し」、実施は築上、京都の2郡のみで他は延期され、「大正二年三階郡の一部に生産検査を開始し其の成績亦良好にして殆んど前者を凌ぐの好結果を得。次いで大正三年遠賀・糸島二郡及鞍手・糟屋・三階各郡の一部に施行したる所再び反対団起り実行困難に陥りたるも能く其の効果を指摘して誤解を除去し大正五年更に鞍手郡の残郡及嘉穂田川糟屋各郡の一部に施行し爾來年々拡張して大正十一年に至り県下全部に検査を施行するに至る」（児玉、前掲書、125頁）。
- (3) 日本食糧協会、前掲書(二)、349頁。
- (4) 『帝國農會報』第5巻第3号、124頁。
- (5) 第2回米穀改良に関する協議会における河野農商大臣の訓示（日本食糧協会、前掲書(二)、351頁）。
- (6) ただし、この段階の地主小作間の調整は小作権を強化しようという方向よりも、地主を再び小作人の保護者に引き戻そうという逆向きの介入であったという意味で、第1次大戦後とは基本的に段階が異なる。柳田国男は、以下のようにその点を批判して小作料金納制を提起したのである。「全体、地主が人に農業をさせて置きながら、改良の必要を唱へるのは手前勝手の話で、小作人と休戚を共にするやうな昔風の地主ならば兎も角も、所謂不在主義の地主が之を説くに至っては不条理の言たるを免れません。要するに小作料米納の慣習の下に米質改良策が効を奏せないのは当然であります。故に恐ろしい法令の力を借りるのです」（柳田国男『時代ト農政』〔『明治大正農政経済名著集5』、農文協、昭和51年所収、347頁〕）。

〔付記〕 本稿は、著者が日本学術振興会特別研究員として、農業総合研究所において行なった研究の成果である（編集委員会）。

〔要旨〕

米穀検査制度の史的展開過程 ——殖産興業政策および食糧政策との関連を中心に——

玉 真 之 介

米穀検査制度は重要な農産物市場制度の1つであるが、これまでは専らその地主的性格が強調されるにとどまり、1つの市場制度としての歴史的展開が問題にされることはなかった。しかしそれを市場制度と捉えるならば、その制度化を規定づけるものとして食糧政策との関連が明確にされねばならないと共に、それが制度として安定的に定着する根拠も明らかにされる必要がある。本稿はこうした視角から、まずは明治維新から日露戦後の米穀県営検査の普及までを対象として、その制度化の過程を考察した。

明治20年代から30年代までの米穀検査は、米質改良組合ないし米穀同業組合による検査と特徴づけられる。これは地租改正による貢米制度の廃止によって起こってきた粗悪米の氾濫に対して、殖産興業政策を背景に展開された「自治的」な対応であった。それは自由な商品流通を原則とする資本主義建設を目的とした明治政府が、再び制度的規制の主体となることはできなかったからである。しかし、そこで「自治的」対応の担い手として期待された手作り地主層は、資本主義的国民経済の成立と並行して地域農業の指導者たる地位から寄生地主へと転化していった。ここに米質改良組合の不十分な展開と、更には同業組合検査が米商人中心の移出検査にとどまらざるを得ない理由があった。

移出検査にとどまるかぎり、生産過程での産米改良は部分的なものにとどまる。これが米穀市場の発展とそこでの市場競争の展開の中で各県を県営検査に踏み切らせた主要な要因であった。しかし、明治30年代の産業人口の増大は日本を米の輸出国から輸入国へ転換させ、それが日露戦後「正貨流出の一大原因」となるに至って、流通減耗の解消のために県営検査の普及は、食糧政策に位置づけられることになったのである。

しかし、米穀検査の強制は寄生化した地主に利益をもたらす反面、小作人には負担を増加させ、小作争議の原因となって農村秩序を動揺させる可能性があった。そのためには、米穀県営検査の普及は同時に小作人保護奨励をも政策課題として登場させ、奨励米の交付という新しい小作慣行が上から普及されていった。もちろんその過程で、小作争議も発生したが、地方当局はこれまで言われていたように、それを権力的に弾圧したのではなく、その都度奨励米の量率を紛争が生じない程度に調整し、その結果として県営検査はいわば「公共的」・「中立的」なものとして制度的に定着されていったのである。